

付録

第 72 回総会第 3 委員会採択の女性と女兒に関する決議

房野 桂 訳

1. 第 4 回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全実施(11 月 9 日午後第 44 回会議で採択)

総会は、

2015 年 12 月 17 日の決議第 70/133 号を含め、この問題に関する以前の決議を想起し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支持のための制度的取決めの強化」と題する 2010 年 7 月 2 日の決議第 64/289 号のセクションも想起し、

「北京宣言と行動綱領」¹及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果²が、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの達成への重要な貢献であり、すべての国々、国連システム及びその他の関連団体による効果的行動に変えられなければならないことを深く確信し、

持続可能な開発、開発のための資金調達、移動、気候変動、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントの達成の間の関連性を含め、政府間プロセスに提供される継続する支援に対して国連ウィメンを推奨し、

規範的政府間プロセスにサーヴィスを提供するために必要な資金が、通常予算から提供されるべきであることを決定したその決議第 64/289 号を想起し、

ジェンダー平等のための基金と女性に対する暴力を撤廃する活動を支援する国連信託基金によって行われる活動に留意し、

市民社会、特に女性グループと団体及びその他の NGO の参画と貢献が、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施の成功並びに「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施にとって重要であることを認め、

ジェンダー主流化が、社会的・人道的・文化的・経済的・財政的問題を超えた問題に対処している決議を含め、主要委員会と補助機関によって検討されるすべての問題に関連している不平等の変革的構造による女性のエンパワメントの推進とジェンダー平等の達成のための世界的に受け入れられた戦略で

¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号第 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

² 決議第 S-23/2 号、付録及び決議決議第 S-23/3 号、付録。

あることを再確認し、

「開発のための資金調達に関するドーハ宣言」、つまり「モンレー・コンセンサスの実施を見直すための開発のための資金調達に関するフォローアップ国際会議」³と「第3回開発のための資金調達国際会議アディスアベバ行動アジェンダ」⁴の成果文書のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約をさらに再確認し、

国連ウィメンのリーダーシップの下で開発された「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連システム全体にわたる行動計画」の完全実施を通してジェンダー主流化を強化することにより、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を継続して推進するよう、国連開発システムの全ての機関に要請した国連システムの開発のための事業活動の4年に1度の包括的な政策見直しに関する2016年12月21日の決議第71/243号を想起し、

女性と女兒に対する差別と男児と女兒、男性と女性の固定観念化した役割りを永続化する差別的態度とジェンダー固定観念を変えることに対する課題と障害を念頭に置き、男女間の不平等に対処する国際基準と規範の実施において課題と障害が残っていることを強調し、

ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成における担い手と受益者として、また女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃における同盟者、並びに「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施と「持続可能な開発2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施における同盟者としての男性と男児の完全な関わりの重要性を認め、

ミレニアム・サミット⁵、2005年の世界サミット⁶、「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議⁷、「ミレニアム開発目標」達成に向けた努力をフォローアップするための総会の特別行事⁸、2015年以降の開発アジェンダ採択のための国連サミット⁹及びその他の主要な国連サミット、会議、特別会期でなされたジェンダー平等と女性の地位の向上に対する公約を再確認し、その完全で効果的で促進された実施が、「持続可能な開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標の達成に対して不可欠であることも再確認し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの達成に向けて遂げられた進歩を歓迎するが、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施には依然として課題と障害が残っていることを強調し、

2015年が第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」の採択20周年を記したことに留意し、この点で、各国政府によって行われた見直し活動を歓迎し、その他の全ての関連ステイクホルダーの貢献と見直し成果に留意し、

2015年9月27日にニューヨークで開催された「ジェンダー平等と女性のエンパワメント世界指導者

³ 決議第63/239号、付録。

⁴ 決議第69/313号、付録。

⁵ 決議第55/2号を参照。

⁶ 決議第60/1号を参照。

⁷ 決議第65/1号を参照。

⁸ 総会決議第68/6を参照。

⁹ 決議第70/1を参照。

会議: 行動への公約」とこの会議で各国政府によってなされたジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約を想起し、

女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネルに留意し、

「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施に対する責任は、主として国レベルにあり、この点で強化された努力が必要であることを認め、強化された国際協力が、完全かつ効果的で促進された実施にとっての基本であることを繰り返し述べ、

女性の地位委員会の作業の根拠である「北京宣言と行動綱領」のフォローアップにおける女性の地位委員会の主たる役割も認め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の国内・地域・世界の見直し全体を通してジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対処し、これを統合し、「北京行動綱領」のフォローアップと「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮したフォローアップとの間の相乗作用を確保することが極めて重要であることを強調し、

「北京宣言と行動綱領」の実施を見直す際の女性の地位委員会の作業を歓迎し、そのすべての合意結論に感謝と共に留意し、それらの実施の必要性を認め、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)の権限とそのマンデートを果たす際の経験の強化も歓迎し、

ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの担い手であり、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃並びに「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施の同盟者として、男性と男児を完全にかかわらせることの重要性を認め、

「HIV/エイズ・コミットメント宣言」¹⁰、と特にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに貢献する変革的なエイズ対応の追求に対処する 2016 年 6 月 8 日から 10 日までニューヨークで開催された HIV/エイズに関する総会高官本会議で採択された「HIV とエイズに関する政治宣言: HIV に対す闘いと 2030 年までにエイズの疫病をなくすことへの急行コース」を再確認し、2017 年 9 月 27 日と 28 日にニューヨークで開催された総会高官会議で採択された「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施に関する政治宣言¹¹も再確認し、

「国連憲章」の第 101 条、パラグラフ 3 に従って、国連システムの特に上級・政策策定レベルで 50 対 50 のジェンダー・バランスを達成するという緊急の目標が依然として満たされないままであり、国連システムでの女性の代表者数がシステムのある部分ではごくわずかの改善で依然としてほとんど停滞したままであり、国連システムの女性の地位における改善に関する事務総長報告書に反映されているように¹²、現地及び平和維持ミッションにおいて特に低いことに重大な懸念を表明し、

女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)、2008 年 6 月 19 日の第 1820 号(2008 年)、2009 年 9 月 30 日の第 1888 号(2009 年)、2009 年 10 月 5 日の第 1889 号(2009 年)、2010 年

¹⁰ 決議第 S-26/2、付録。

¹¹ 決議第 72/1 号。

¹² A/72/220 及び A/72/220/Corr.1.

12月16日の第1960号(2010年)、2013年6月24日の第2106号(2010年)、2013年10月18日の第2122号(2013年)及び子どもと武力紛争に関する2009年8月4日の決議第1887号(2009年)と2015年6月18日の第2225号(2015年)を想起し、

1. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書¹³に感謝と共に留意する。

2. 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」²⁰及び第23回特別総会の成果²¹を再確認し、第59回女性の地位委員会で採択された第4回世界女性会議の20周年にあたっての政治宣言¹⁴も再確認し、その完全かつ効果的で促進された実施に対する公約を確認する。

3. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の完全実施に基づいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内でのジェンダー主流化を推進し、監視する際に、女性の地位委員会の触媒的役割のみならず、総会と経済社会理事会の主要で基本的な役割も再確認し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発2030アジェンダ」²⁶のフォローアップに貢献するよう女性の地位委員会を奨励する。

4. 特に「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施に貢献するために、「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施にジェンダーの視点を組織的に主流化するよう各国政府とその他の全てのステイクホルダーに要請し、この点で、「北京宣言と行動綱領」のフォローアップとジェンダーに対応した「2030アジェンダ」のフォローアップとの間の相乗作用を保障することの重要性を強調する。

5. 「北京宣言と行動綱領」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁵の成就是、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成という点で相互に補強しあうものであることを認め、この点で、「行動綱領」と第23回特別総会成果の実施を推進することへの女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎する。

6. 「北京宣言と行動綱領」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁶の下での締約国の責務の成就是、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するという点で、相互に補強しあうものであることを認め、この点で、「行動綱領」と第23回特別総会の成果の実施の推進への女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎する。

7. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」¹⁷の下での責務に完全に従い、委員会の一般勧告のみならず、最終見解を考慮に入れるよう締約国に要請し、「条約」につけた留保条件の程度を制限し、留保条件はできる限り正確に、狭く策定し、いかなる留保条件も「条約」の目標と目的とは相容れないことを保障するために、それらを撤廃する目的でそのような留保条件を定期的に見直すことを検討するよう締約国に要請し、まだ「条約」を批准または加入していない加盟

¹³ A/72/203。

¹⁴ 2015年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2015/27)、第I章、セクションC、決議59/1、付録。

¹⁵ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

¹⁶ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20178号。

¹⁷ 同上、第2131巻、第26378号。

国には、これを行うようにも要請し、「選択議定書」に署名・批准・加入していない締約国にはそうするように要請する。

8. 国家には、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、これと闘い、被害者に保護を提供し、女性と女兒に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰するために相当の注意義務を行使する責務があり、これができないことは、その人権と基本的人権の享受を侵害し、損ない、無にすることを再確認し、女性と女兒に対する暴力を撤廃する法律と戦略を策定するよう各国政府に要請し、あらゆる形態の暴力の防止と撤廃に積極的に参加するよう男性と男児を奨励し、支援し、暴力がどのように女兒、男児、女性、男性を害し、ジェンダー平等を損なうかについて男性と男児の間の理解を深めるよう奨励し、女性に対するあらゆる形態の暴力に反対して声を上げるようすべての行為者を奨励し、この点で、事務総長の継続中のキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の社会動員アドヴォカシー・プラットフォーム「ノーと言おう---女性に対する暴力をなくすための団結」及び機関の"HeforShe"キャンペーンを継続して支援し、事務総長の性的搾取と虐待の防止と対処に関する任意のコンパクトを支援するよう加盟国を奨励する。

9. 国連ウィメンのマンデートの重要性と価値を繰り返し述べ、あらゆるレベルで女性と女兒のために強力な声を上げる際の機関のリーダーシップとそれらが完全にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成とその人権の実現に貢献できるように、政府間プロセスを支援するその努力を歓迎する。

10. 現在、国連ウィメンは、規範的な政府間プロセスにサービス提供するというそのマンデートを遂行できるように、任意の寄付に継続して頼らなければならないことに懸念と共に留意し、この点で、決議第 64/289 号の完全実施の必要性を強調する。

11. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する際の国連ウィメンの重要性を再確認する。

12. 国連システム全体にわたるより効果的で統合力のあるジェンダー主流化のための国連ウィメンの重要で広範な作業に感謝と共に留意し、国連システム全体にわたって行動を促進するその作業と努力の一部として、国連システム全体にわたってジェンダー主流化を継続して支援するよう国連ウィメンに要請する。

13. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範、政策、基準を開発し、強化し、そのマンデートに沿って部門政策と規範的枠組みにジェンダーの視点を統合する努力において加盟国を支援するという国連ウィメンの公約を歓迎し、政府間機関の作業とプロセス及びその機会のジェンダーの視点を主流化し、強化し、決議及びその他の成果のジェンダーの視点を強化する際に、加盟国の要請に基づいて技術支援を提供する必要性を継続して推進するよう国連ウィメンを奨励する。

14. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際の国連ウィメンの重要な役割りと国連システムを調整し、市民社会、民間セクター、その他のあらゆるレベルの関連ステイクホルダーを「北京宣言と行動綱領」の実施を支持して動員する際に国連ウィメンが果たす中心的役割りを認め、それぞれのマンデート内で、組織的なジェンダー主流化、結果を出すための資金の動員、データと厳格な説明責任制度で進歩を監視することを通して、国際・地域・国内・地方レベルで「北京宣言と行動綱領」

の完全かつ効果的で促進された実施を継続して支援するよう国連ウィメンと国連システムに要請する。

15. 国連ウィメンが、その戦略計画を速やかに効果的に実施することができるようにする際に適切な資金提供の重要性を認め、その目的を達成するための財源の動員が依然として課題であるとも認めて、法的・予算的規定が許す時には、コアの複数年にわたる予見できる安定した持続可能な任意の寄付を提供することにより、国連ウィメンのための予算のための資金提供を増やすよう加盟国に要請する。

16. すべての女性と女兒のための法律、政策、戦略、プログラム活動の強化された実施、ジェンダー平等とあらゆるレベルの女性と女兒のエンパワーメントのための制度的メカニズムに対する強化された支援、差別的規範とジェンダー固定観念の変革と女性の建設的役割りと貢献を認め、女性と女兒に対する差別を撤廃する社会規範と慣行の推進、達成された進歩に基づき、政府開発援助が「行動綱領」の実施に効果的に貢献するために利用されていることを保障するために政府開発援助においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国内資金の動員、配分、優先権の強化を含め、すべての資金源からの財源の動員を通して、資金ギャップを埋めるためのかなり増額された投資、既存の公約の実施に対する説明責任の強化、能力開発、データ収集、監視、評価、ICT へのアクセスと利用の強化を通して、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的で促進された実施を確保するさらなる具体的行動を取るようにも加盟国に要請する。

17. 「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の成果のフォローアップと見直しにおいて中心的役割りを果たす際の女性の地位委員会の作業を継続して支援し、適宜、委員会の勧告を実行するよう各国政府、国連システム、その他の国際団体及び市民社会を含め、すべての行為者を奨励し、この点で委員会の継続する経験の分かち合い、学んだ教訓、国内・国際レベルでの完全実施に対する課題を克服する際の好事例及び優先テーマの実施における進歩の評価を歓迎し、委員会の成果をその作業に組み入れるよう、適宜、国連システムの政府間機関を奨励する。

18. それぞれのマנדート内で、その作業に女性の地位委員会の成果を組織的に、戦略的に組み入れ、特に、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた加盟国の努力に効果的支援を確保するよう国連システムの諸団体に要請し、この点で、具体的な結果に基づく報告メカニズムを継続して利用し、その作業の規範的側面と事業上の側面との間の統合力、首尾一貫性、調整を確保するよう国連ウィメンを奨励する。

19. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的な実施を達成する行動を強化し、加速するよう、各国政府と機関、それぞれのマンドート内で国連システムの関連基金、計画、専門機関、金融機関を含めたその他の国際・地域団体、NGO を含めた市民社会の全ての関連行為者に要請する。

20. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムのようなフォーラム、年次閣僚見直しと経済社会理事会の「開発協力フォーラム」のような機能、基金、計画、専門機関を通して、検討中及びそのマンドート内にあるすべての問題並びに 2012 年に開催された「国連持続可能な開発会議」、2014 年に開催された「第 3 回国際小島嶼開発途上国会議」、「第 3 回国連災害危険削減世界会議」、「第 3 回開発のための資金調達国際会議」、2015 年以降の開発アジェンダ採択のための国連サミット及び 2015 年に開催された「国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議」及び難民と移動者の大移動に対処する高官本会議と 2016 年に開催された「国連住居と持続可能な都会開発会議」にジェンダーの視点を完全に主流化する努

力を強化するよう、主要機関、主要委員会及び補助機関を含めた国連システムへの要請を繰り返す。

21. 政府間プロセスが、その準備プロセスと成果で、首尾一貫してジェンダーの視点に対処することを保障するよう、各国に要請する。

22. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全かつ効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において、市民社会、特に NGO と女性団体の役割と貢献を継続して支援するよう各国政府を強く奨励する。

23. アウトリーチの強化、資金提供、能力開発を通して、政府間プロセスに参加するよう、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを専門にしている女性グループ及びその他の NGO を奨励するよう各国政府と国連システムに要請する。

24. 事務総長報告書及びその他の政府間プロセスのインプットにジェンダーの視点を含めるよう組織的に要請するよう、国連の政府間機関に要請する。

25. 総会、経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長の報告書が、ジェンダーに配慮した分析と性別・年齢別データの提供を通して、ジェンダーの視点に継続して組織的に対処し、さらなる行動のための結論と勧告が、ジェンダーに配慮した政策開発を促進するために女性と男性、女兒と男児の異なった状況とニーズに対処することを要請し、この点で、その報告書にインプットを提供しているすべてのステイクホルダーにジェンダーの視点を反映することの重要性を伝えるよう要請する。

26. 適宜、国連ウィメン、国際・地域団体及びその他の関連行為者を含めた国連機関の支援を得て、多部門的努力とパートナーシップを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内追跡指標のみならず、国内データ収集と性別年齢別の統計に関する監視能力の強化を優先するよう、加盟国を奨励する。

27. 特に、国連システムの全ての機関にジェンダー専門家を維持することを通して、すべての職員、特に現地職員がツール、ガイダンス、支援を含めた促進されたジェンダー主流化のための訓練と適切なフォローアップを受けることを保障することにより、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的で促進された実施を確保する際に、継続して積極的役割りを果たすよう国連システムの全ての部分に要請し、ジェンダーの領域で国連システムの能力を強化する必要性を再確認する。

28. 国連システム全体にわたって、あらゆるレベルで、50 対 50 のジェンダー・バランスの目標に向けた進歩を加速するための機能的環境の醸成に向けたリーダーシップと努力に対して事務総長を推奨し、この点で、2017 年 9 月に始まったジェンダー同数に関するシステム全体にわたる戦略に感謝と共に留意する。

29. 開発途上国と後発開発途上国、移行経済諸国、代表者数の少ない諸国及び代表者数が大変に少ない加盟国からの女性を考慮して、「国連憲章」の第 101 条パラグラフ 3 に従って、公正な地理的配分原則を完全に尊重して、現地及び平和維持ミッションを含め、国連システム全体を通して、あらゆるレベルでの 50 対 50 のジェンダー・バランスという目標を達成するその努力をさらに促進し、ワーク・ライフ・バランスのための政策と措置の実施の強化のみならず、一時的特別措置を含めた措置の実施を確保し、ジェンダー・バランスの目標に関して進歩と管理職と部局の説明責任を促進するために、職場でのハラスメントと権威の濫用を防止し、対処するよう事務総長に要請する。

30. ジェンダー・フォーカル・ポイントの積極的支援と人材管理事務所とジェンダー・バランスを推進するための国連システム事務局長調整理事会の責任と説明責任に関する情報のみならず、国連システム全体を通じた女性の数と割合、その機能と国籍を含めた国連システムの機関によって毎年提供されることになっている最新の統計を含め、50対50のジェンダー・バランスの目標の達成に向けたその努力をかなり強化するよう国連システムに要請し、第62回・63回女性の地位委員会に口頭での報告を提供し、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、ジェンダー・バランスを達成する際の国連システムにおける女性の地位の改善と遂げられた進歩と遭遇した障害について第74回総会に報告するよう、事務総長に要請する。

31. 国連システムの地位、特に平和維持活動を含め、より上級的意思決定と政策策定レベルの地位に任命するためのもっと多くの女性候補者を明らかにし、定期的に提出するよう加盟国に強く要請する。

32. 政策、戦略、資金の配分、プログラムに関連する改善された監視と進歩に関する報告を通して、ジェンダー・バランスを達成することにより、国際・地域・国内・地方レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約の実施に対する説明責任を強化するために、各国政府と国連システムによる努力の強化を奨励する。

33. 各国政府がジェンダー平等と女性のエンパワメントの達成に対して主たる責任を担っており、国際協力が、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて進歩する際に、開発途上国を支援する基本的役割を有していることを再確認する。

34. 特に事務総長報告書³²に含まれている分析とジェンダー平等と女性のエンパワメントの横断的性質に照らして、適宜、総会、それぞれの主要委員会と補助機関及び経済社会理事会とその機能委員会のそれぞれのマンデート内の決議を含めたその作業にジェンダーの視点を統合する際にさらに進歩を遂げるよう、経済社会理事会とその機能委員会のみならず、主要委員会と補助機関を奨励する。

35. 事務総長報告書の結果のフォローアップを強化し、本決議の実施を促進するために、事務総長報告書の結果に国連システムの注意を引くよう事務総長を奨励する。

36. すべての部門と開発の全ての領域でジェンダーの視点の主流化を強化するよう各国とすべてのステイクホルダーを奨励する。

37. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施のフォローアップと遂げられた進歩に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、第74回総会で報告するよう、事務総長に要請する。

2. 農山漁村地域の女性と女児の状況の改善(A/C.3/72/L.22/Rev.1)(11月9日午後 第44回会議で採択)

総会は、

2001年12月19日の決議第56/129号、2003年12月22日の決議第58/146号、2005年12月16日の決議第60/138号、2007年12月18日の決議第62/136号、2009年12月18日の決議第64/140号、2011年

12月19日の決議第60/129号、2013年12月18日の決議第68/139号及び2015年12月17日の決議第70/132号を想起し、

すべての人権と基本的自由を推進し保護するすべての国家の責務、及び女性と女兒に対する差別を含めたあらゆる形態の差別が「国連憲章」、「世界人権宣言」¹⁸、「市民的・政治的権利国際規約」¹⁹、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」³⁸、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²⁰、「子どもの権利に関する条約」²¹、「障害者の権利に関する条約」²²及びその他の人権条約に反することも再確認し、

関連国際会議やサミット、特に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」²³と「行動綱領」²⁴、「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果²⁵及び「先住民族世界会議」として知られている総会高官本会議の成果文書²⁶に含まれているジェンダー平等と農山漁村地域の女性と女兒を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントに対してなされた公約も想起し、「開発への権利に関する国連宣言」²⁷のようなその他の文書も適宜想起し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発2030アジェンダ」と題する2015年以降の開発アジェンダを採択するための国連サミットの成果文書²⁸及び第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスペバ行動アジェンダ」²⁹の採択を歓迎し、

「持続可能な開発2030アジェンダ」が誰も取り残さないことを保障するために、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成する必要性に対処し、「2030アジェンダ」の実施においてジェンダーの視点の組織的主流化が極めて重要であることを想起し、

「女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長高官パネル」に留意し、

農山漁村女性そして適宜女兒は、貧困削減・飢餓削減における重要な担い手であり、貧しい脆弱な家庭における食糧の安全保障と栄養の改善の達成と環境的持続可能性にとって極めて重要であり、そのほかにもすべての「持続可能な開発目標」の達成にとっても極めて重要であることを認め、

特に農山漁村地域でのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に関する進歩が、男女間の歴史的・構造的に不平等な力関係の根強さ、貧困と女性と女兒を制限する資源と機会へのアクセス

¹⁸ 決議217A(III)。

¹⁹ 決議2200A(XXI)、付録を参照。

²⁰ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

²¹ 同上、第1577巻、第27531号。

²² 同上、第2515巻、第44910号。

²³ 1996年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I。

²⁴ 同上、付録II。

²⁵ 決議S-23/2、付録、及び決議S-23/3、付録

²⁶ 決議69/2。

²⁷ 決議41/128、付録。

²⁸ 決議70/1。

²⁹ 決議69/313、付録。

の不平等と不利な条件、機会の平等における増大するギャップ、差別的な法律・政策・社会規範・態度、有害な慣習的な現代の慣行及びジェンダー固定観念のために抑制されてきたことも認め、

農村漁村地域にいる者を含めた女性と女兒に対する差別と暴力が、世界のあらゆる部分で継続して起こっており、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力が、「持続可能な開発目標」の達成に対する障害であるのみならず、生活のあらゆる側面で男性と男児との平等なパートナーとしてのその完全な可能性の発達に対する障害であることに深い懸念を表明し、

女性は世界中で生産される食糧の50%以上に貢献しているが、世界の飢餓者の70%を占めており、女性と女兒は、一つにはジェンダー不平等と差別のために、飢餓と、食糧の不安定及び貧困の悪影響を不相応に受けていることにも深い懸念を表明し、

多くの農山漁村女性が、経済資源と機会への制限されたアクセスと質の高い教育、保健ケア・サービス、司法、土地、持続可能で時間と労働節約型のインフラと技術、上下水道、及びその他の資源並びに貸付、改良サービス及び農業インプットへの限られたアクセスまたはアクセスの欠如のために、経済的に、社会的に不利な立場に継続して置かれていることに懸念を表明し、彼女たちが企画と意思決定から排除され、無償のケア・家事労働の不相応な割合を担っていることについても懸念を表明し、

農山漁村女性の貧困は、経済機会と自治の不在、経済資源・生産資源、質の高い教育と支援サービスの欠如、女性の意思決定プロセスへの参加の欠如と直接関連していることを強調し、農山漁村女性の貧困とエンパワーメントの欠如並びに社会・経済政策からの排除が、「持続可能な開発」の達成のみならず、彼女たちの社会的・経済的発達を妨げることもある暴力の高い危険に彼女たちをさらすこともあることを認め、

土地及びその他の天然資源へのアクセスと管理に関する継続中の格差に対処する手助けをするための実施の主要な指導原則の一つとしてジェンダー平等を含めている世界食糧安全保障委員会が支持した「国の食糧の安全保障の状況での土地保有、漁業、森林の責任ある統治任意ガイドライン」³⁰と「農業と食糧制度への責任ある投資原則」³¹を認め、

気候変動が、貧困根絶と持続可能な開発の達成に対する課題を呈し、食糧の安全保障を脅かし、飢饉の危険を高め、特に開発途上国の女性と女兒が、砂漠化、森林伐採、砂嵐と塵嵐、自然災害、根強い旱魃、極端な天候の異変、海面上昇、海岸の浸食及び大洋の酸化によって不相応な悪影響を受けていることを深く懸念し、る

農山漁村地域の女性と女兒は、多面的な貧困と社会的なケアと保護サービス及び適宜、雇用機会へのアクセスの欠如並びに否定的な社会規範のために、暴力に対して特に脆弱であるかも知れないことを認め、

1. 事務総長の報告書に留意する。

2. 適宜国連システム諸団体と市民社会との協働で、見直しを含めた関連国連会議とサミットの成果を実施し、統合され調整されたフォローアップを確保し、特に以下によってその国内・地域・世界開発戦

³⁰ 国連食糧農業機関、文書 CI. 144/9(C2013/20)、補遺 D。

³¹ 国連食糧農業機関、文書 C2015/20、補遺 D。

略に農山漁村女性と女兒の状況の改善をさらに重要視する努力を継続するよう、加盟国に要請する。

(a)その状況を改善し、強化された協力とジェンダーの視点を通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」⁴⁷の実施を目的とする開発政策とプログラム及び存在するところでは貧困削減戦略文書を含めた貧困根絶戦略を含め、マクロ経済政策の開発、実施及びフォローアップへの完全かつ平等な参画のみならず、そのニーズ、優先事項、貢献への組織的な注意を確保するための機能的環境を醸成すること。

(b)農山漁村女性の政治的・社会経済的エンパワーメントを追求し、投票し、選ばれる権利、表現の自由、平和的集会及び結社への権利を推進し保護することにより、自耕自給の小自作農女性が会員である女性・農業者団体、労働組合、協同組合またはその他の農山漁村女性の権利を推進している協会や市民社会団体への支援を含め、適宜積極的優遇措置を通してあらゆるレベルの意思決定への女性の完全かつ平等な参画を支援すること。

(c)ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び農山漁村開発のためのプログラムと戦略の立案、開発、実施及びフォローアップにおいて、団体やネットワークを通して先住民族女性、障害を持つ女性、高齢女性を含めた農山漁村女性と適宜女兒との相談と参画を推進すること

(d)農山漁村女性と女兒の視点が考慮に入れられ、農山漁村女性が紛争防止、紛争後の状況の緩和、和平仲裁、自然災害を含めた気候変動と緊急事態のインパクト、人道援助、平和構築と紛争後の再建に関連する政策と活動の立案、実施、フォローアップ、評価に完全かつ平等に参画することを保障し、この点で、農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃する適切な措置を取ること。

(e)不足している場合には、予算政策を含めた開発政策、計画、プログラムの立案、実施評価及びフォローアップにジェンダーの視点を統合し、関係省庁、ジェンダー政策策定者、ジェンダー機構及びその他のジェンダー専門知識を有する関連政府団体及び機関の間の調整を確保し、あらゆる領域で採択される政策とプログラムから農山漁村女性と女兒が利益を受け、貧困の中で暮らしている農山漁村女性の不相応な数が削減されることを保障するために、彼女たちのニーズにますます注意を払うこと。

(f)意思決定プロセスと天然資源の管理にジェンダーの視点を主流化し、天然資源の持続可能な利用の管理への女性の参画と影響力を強化し、天然資源の管理におけるジェンダー問題をよりよく理解し、対処するために、各国政府、市民社会及び開発パートナーの能力を高めること。

(g)農山漁村女性の特別な保健、栄養、基本的ニーズに対処し、出産前・出産後の保健ケア、緊急産科ケア、家族計画、情報と教育を含め、質の高い、料金が手頃な、普遍的な、アクセスできるプライマリー・ヘルスケアと支援サービスのみならず、農山漁村地域のあらゆる年齢の女性のための到達できる最高の水準の身体的・精神的健康へのアクセスを高め、提供する具体的措置を取ることにより、妊産婦保健を含め、資金の創出を含めた女性の健康を改善するための措置を強化し、有害な慣行の撤廃と HIV を含めた性感染症の予防・治療・ケアのために知識、意識、支援を強化し、「国際人口開発会議行動計画」³²、「北京行動綱領」⁴³及びこれらの見直し会議の成果に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保すること。

³² 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

(h) アクセスできる情報、社会ケア・サービス、インフラを提供することにより、農山漁村地域で HIV のような感染症の予防、治療、ケアを強化すること。

(i) 農場内外での生産への貢献のみならず、女性と女児の無償のケア・家事労働の不相応な割合が認められることを保障し、仕事と家庭の両立と特に上下水道、再生可能なエネルギー、輸送とインフラを通してそのような無償の労働を減らし、平等に配分し、アクセスでき、料金が手頃で、質の高い育児ケアと農山漁村地域のケア施設の必要性に対処する目的で、男女間の平等な分かち合いを支援するイニシアティブと政策を推進する適切な措置を取ること。

(j) 農山漁村女性と女児の健康と栄養を改善するために、持続可能なインフラ、安全な飲用水と下水道及び安全な料理・暖房慣行を推進すること。

(k) 農山漁村女性とその家族の食糧の安全保障と栄養に関連するニーズを含め、その基本的ニーズに応え、仕事のためのディーセントな条件のみならず、彼女たちのために適切な水準の生活を推進する努力に投資し、強化し、エネルギーと輸送、科学と技術、地方のサービス、能力開発、人材開発措置、安全で信頼できる水の供給と下水道、栄養プログラム、料金が手頃な住居プログラム、教育・識字プログラム、社会支援措置と心理的側面を含めた HIV 予防・治療・ケアプログラムを含めた保健ケア、支援サービスの提供のような重要な農山漁村インフラの改善された利用可能性、アクセス、利用を通して、地方・地域・世界市場へのアクセスを改善すること。

(l) ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する際の戦略的パートナーであり同盟者として、地域社会指導者を含め、男性と男児を完全にかかわらせ、女性と女児が男性と男児に従属するものとみなす態度と闘うために活動することにより、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃すること。

(m) 特に意識啓発活動を奨励することにより、強化された防止措置、調査、強化された調整、監視、評価を通して、女性と女児に対する暴力の構造的な、底辺にある原因に対処するのみならず、農山漁村女性と女児に対する暴力を防止し、対応し、農山漁村女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくし、心理的支援へのアクセスとリハビリテーションへのアクセスを提供することにより、すべての女性と女児が、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような有害な慣行のような暴力を受けないで暮らすことの重要性を念頭に置いて、すべての暴力被害者とサヴァイヴァーの完全回復と社会への再統合を支援する包括的な社会・保健・法律サービスへの平等なアクセスのみならず、保護を提供する多部門的な調整された取組を通して、公的・私的空間での農山漁村女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃すること。

(n) 農山漁村女性と女児による人権と基本的自由の完全享受を推進し保護する国内政策と法的枠組を立案して実施し、ドメスティック・ヴァイオレンス、性暴力及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力と差別を許さない環境を醸成すること。

(o) 農山漁村地域の高齢女性が、資源へのアクセスがほとんどなく、しばしばより脆弱である先住民族女性を含めた高齢女性への支援に特に重点を置いて、金融とインフラ・サービスへのアクセスを通して、基本的な社会サービス、適切な社会保護と社会保障措置、経済資源への平等なアクセスと管理権及びそのエンパワーメントに関連して、考慮に入れられることを保障すること。

(p)食糧の安全保障と栄養への基本的貢献として、現在と未来の世代のための伝統的作物と生物多様性の保存と持続可能な利用における先住民族女性を含めた農山漁村女性の重要な役割りと貢献を評価し、認めること。

(q)特に保健と教育に関連して、生産的雇用とディーセント・ワーク、経済・金融資源と障害に配慮したインフラとサービスへのアクセスを平等に保障し、その優先事項とニーズが、特に意思決定プロセスへのその参画を通して政策とプログラムに完全に組み入れられることを保障することにより、農山漁村地域の障害を持つ女性と女兒の権利を推進すること。

(r)財政識字を含め、農山漁村女性の銀行業、現代の取引及びその他の金融手続きの経済的スキルを推進する特別な支援プログラムと諮問サービスを開発し、さらに多くの農山漁村女性、特に母子家庭の長にその経済的エンパワーメントのための少額貸付及びその他の金融・事業サービスを提供すること。

(s)公共投資を継続して提供し、農業におけるジェンダー格差を埋めるために農山漁村女性への民間投資を奨励することにより、自耕自作農業者を含め、女性起業家と女性小自作農業者を支援し、彼女たちの改良・金融サービス、農業インプット、土地、上下水道、灌漑、市場、革新技术へのアクセスを促進すること。

(t)女性の経済的能力を高める資本、知識、ツールを女性に提供する対象を絞ったプログラムのみならず、既存の貯蓄と貸付計画への女性のアクセスを高めるための国内レベルを含め、政府開発援助を通じた資金を動員すること。

(u)農業及び非農業セクターでのディーセント・ワークへの農山漁村女性の平等なアクセスを保障し、改善することを求め、中小企業、持続可能な社会事業、協同組合における機会を支援し、推進し、労働条件を改善すること。

(v)特に農山漁村地域の持続可能なエネルギー、安全な飲用水と下水道及びICTを含め、インフラと時間・労働制約技術に投資し、家事活動の重荷を減らすことにより女性と女兒に利益を与え、女兒が学校に出席し、女性が自営業にかかわり、労働市場に参入する機会を与えること。

(w)農山漁村女性と女兒を人身取引に対して脆弱にしている要因を含め、人身取引の危険について農山漁村女性と女兒の間に公的意識を高めるための適切な措置を取り、農山漁村女性と女兒の搾取を撤廃する目的で、性的搾取と強制労働を含め、あらゆる形態の搾取を助長する需要を、これを撤廃する目的で思いとどまらせること。

(x)労働条件を改善し、生産資源へのアクセスを高め、関連インフラ、公共サービス及び時間・労働制約型技術に投資し、正規経済における農山漁村女性の有償雇用を推進し、農山漁村女性が直面している困難な条件の構造的な、底辺ある原因に対処する措置を含め、非正規セクターを含めた農山漁村女性のための有償の非農業雇用を支援すること。

(y)農山漁村女性の能力とスキル、その専門知識と協同組合を築き、農山漁村女性とその事業と協同組合が公共・民間セクターの調達プロセスから利益を受けることができる調達政策と措置を立案・開発し、実施する手段を取り、農山漁村女性の事業と協同組合の推進が、農山漁村女性の経済的エンパワーメントに持続可能なように貢献できることを認めること。

(z)農山漁村女性と男性が仕事と家庭責任を両立させることができ、男性がその生涯を通して家庭、育児及びその他のケア責任を女性や女兒と平等に分ち合うよう奨励するプログラムとサービスを推進すること。

(aa)気候変動の緩和と適合に関するジェンダーに配慮した戦略を含め、環境的要因に対する女性と女兒の脆弱性を減らし、特に持続可能な生計へのアクセスのみならずその健康と福利の推進、環境問題に関するあらゆるレベルの意思決定、特に砂漠化、森林伐採、砂嵐・塵嵐と自然災害、しつこい旱魃、極端な天候異変、海面の上昇、沿岸の浸食と海洋の酸化及び生物多様性の喪失のような気候変動が農山漁村女性と女兒に与えるインパクトに関連する意思決定への女性の完全参画を保障する適切な資金の提供を通して、気候変動の逆効果に対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援する戦略を開発し、採用し、その特別なニーズの自然災害に対す人道対応、災害危険削減政策の企画・提供・監視、持続可能な天然資源管理への統合を保障すること。

(bb)伝統医学、生物多様性、先住民族技術に関連する先住民族社会・地方社会の女性の知識、革新、慣行を保護するための国内法の採択を適宜検討すること。

(cc)進歩の測定を手助けし、誰も取り残さないことを保障するために、公式の統計に女性の無償労働を含める努力を強化し、政策とプログラムの決定を特徴づけることになる農山漁村女性に関する組織的で比較できる調査基盤を開発することにより、質の高い、アクセスできる、時宜を得た、信頼できる性別・年齢別データと障害者に関する統計情報の欠如に対処すること。

(dd)農山漁村女性と女兒の状況を改善する政策と行動を支援し、そのような政策と行動を監視し、追跡するために、性別・年齢別データととりわけ、生活時間、無償労働、土地保有、上下水道に関するジェンダー統計を収集し、分析し、普及する国内統計局及びその他の関連政府機関の能力を強化すること。

(ee)経済的・生産的資源への平等な権利、基本サービス、土地及びその他の財産の所有権と管理権、相続、天然資源、適切なニュー・テクノロジー、銀行業と少額金融を含めた金融サービスへのアクセスを通して農山漁村女性が土地及びその他の財産を所有したり貸し出したりする完全で平等な権利を与えられることを保障する法律を立案し、改正し、実施し、行政改革と貸付、資本、金融、適切な技術及び職業訓練への男性と同等の権利を女性に与え、市場と情報へのアクセスを改善し、司法と法的支援への平等なアクセスを保障するすべての必要な措置を行うこと。

(ff)子どもたち、とくに女兒を学校に引き留めておく要因として、学校給食プログラムに貢献するために、農山漁村女性に土地へのアクセスを提供し、自給自足農業を含め、女性の協同組合と農業プログラムを支援する法律と政策を採用し、開発する適切な措置を取り、学校給食と持ち帰り糧食が子供達を引き付け、学校に引き留めておくことに留意し、学校給食が、特に女兒にとって就学率を高め、欠席を減らす奨励策であることを認めること。

(gg)女子学生と教員を引き付け、引き留め、女性と男性、女兒と男児を関与させる地域社会を基盤とした対話を通して彼らに悪影響を及ぼすジェンダー固定観念と差別的傾向を撤廃するために、農山漁村女性と女兒の特別なニーズを考慮する取組を通して、ジェンダーに配慮した教育制度を支援すること。

(hh)教育への権利の実現におけるジェンダー格差を撤廃し、包摂的な質の高い教育(職業・技術教育を含めた初等・中等・高等教育)への完全で平等な参加と修了を保障し、農山漁村女性と女兒のための生涯

学習機会と質の高い教員訓練と農山漁村地域の教員、特に数が少ないところでは女性教員の質の高い教員訓練、募集、引き留めを通して、女性の非識字の撤廃を推進し、安全で、非暴力的で、包摂的で、効果的な学習環境を万人に提供し、教育または失業からディーセント・ワークへの効果的移行を促進するジェンダーに配慮した教育施設を築くこと。

(ii[房野桂1])料金が手頃で適切な技術とマス・メディアの利用を通して、農山漁村・農業女性のための教育・訓練・関連情報プログラムを推進し、技術・農業・職業教育と訓練を通して、農山漁村女性のスキル、生産性、雇用機会を改善する具体的措置を取ること。

3. 農山漁村の母子家庭のための社会保護へのアクセスを推進するよう、加盟国、国連機関及びその他の全ての関連ステイクホルダーを奨励する。

4. そのプログラムと戦略において、農山漁村女性と女児のエンパワーメントに対処し、支援するよう、国連システムの関連機関、特に開発の問題を扱っている機関に要請する。

5. 技術の分野での女性に関するジェンダー固定観念を撤廃する適切な教育措置を取り、農山漁村女性が ICT の領域にアクセスし、完全に平等に参画していることを保障するための好事例を明らかにし、情報の積極的利用者としての農山漁村女性と女児の優先事項とニーズに対処し、世界・地域・国内の ICT 戦略を開発し実施する際に、その参画を保障する必要性を強調する。

6. 女子差別撤廃委員会及び経済的・社会的・文化的権利委員会の、これら委員会への報告書に関連する最終見解と勧告を、農山漁村女性の状況の改善に重点を置く政策を策定し、プログラムを立案する時に、関連国際団体と協力して開発され実施されることになっているものを含めて考慮するよう、加盟国を奨励する。

7. 起業訓練を通して、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進し、予算枠組みと関連評価措置を含め、ジェンダーに対応し、気候に配慮した農山漁村開発戦略と農業生産を採用し、農山漁村女性と女児のニーズと優先事項が組織的に対処され、貧困緩和、飢餓の根絶及び食糧の安全保障と栄養に効果的に貢献できることを保障するよう各国政府に勧める。

8. 第 62 回会期の優先テーマが「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」である女性の地位委員会の複数年にわたる作業計画³³に留意する。

9. 総会決議第 62/136 号によって宣言されたように、毎年 10 月 15 日に「国際農山漁村女性の日」を継続して遵守するよう、各国政府、関連国際団体及び専門機関に勧める。

10. 本決議の実施に関して、第 74 回総会に報告するよう、事務総長に要請する。

3. 女児(A/C.3/72/L.19/Rev.1)(11 月 16 日午前 第 47 回会議で採択)

総会は、

2015 年 12 月 17 日の決議第 70/138 号及び女児に関するその他の全ての決議を想起し、「国際女児の日」に関する 2011 年 12 月 19 日の決議第 66/170 と女性の地位委員会の合意結論、特に女児に関連する

³³ 経済社会理事会決議第 2016/3 号。

合意結論を想起し、

「子どもの権利に関する条約」³⁴、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」³⁵、「障害者の権利に関する条約」³⁶、この「選択議定書」³⁷、及び「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約」³⁸を含め、すべての子どもの権利及びその他の子どもの権利に関連する条約を想起し、

2015年9月25日の「私たちの世界を変革する：『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」と題する決議第 70/1 号及び「第 3 回開発のための資金調達国際会議アディスアベバ宣言」³⁹を再確認し、その他の女性に関連する国際的に合意された開発目標と公約も再確認し、

「子ども結婚の根絶とすでに結婚している子どもの保護に関する南部アフリカ開発共同体モデル法」の採択に留意し、

「子どもにふさわしい世界」と題する第 27 回特別総会の成果文書⁴⁰、「北京宣言」⁴¹と「行動綱領」⁴²、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果⁴³、「国際人口開発会議行動計画」⁴⁴、「社会開発世界サミット行動計画」⁴⁵、「世界の危機---世界の行動」と題する第 26 回 HIV/エイズ特別総会で採択された「HIV/エイズ・コミットメント宣言」⁴⁶、及び 2006 年⁴⁷、2011 年⁴⁸及び 2016 年⁴⁹に開催された総会高官会議で採択された HIV とエイズ政治宣言を含め、女兒に関連する主要国連サミットと会議の全ての関連成果を再確認し、これらの完全かつ効果的な実施が、「持続可能な開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとっての基本であることを繰り返すべし、

慢性的貧困が、依然として女兒を含めた子どものニーズに応え、その権利を推進し、保護することに対する最大の障害の一つであり、貧困の中で暮らしている女兒が子どものままで結婚させられたり、家

³⁴ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

³⁵ 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

³⁶ 同上、第 2515 巻、第 44910 号。

³⁷ 同上、第 2171 及び 2173 巻、第 27531 及び第 66/138 号、付録；国連、条約シリーズ、第 2131 巻、第 20376 号；及び同上、第 2518 巻、第 44910 号。

³⁸ 同上、第 521 巻、第 7525 号。

³⁹ 決議第 69/313 号、付録。

⁴⁰ 決議 S-27/2、付録。

⁴¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書、(国連文書、販売番号 E.96.IV.13) 第 I 章、決議 I、付録 I。

⁴² 同上、付録 II。

⁴³ 決議 S-23/2、付録及び決議 S/23/3、付録。

⁴⁴ 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書 (国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 I、付録

⁴⁵ 1995 年 3 月 6-12 日、コペンハーゲン、社会開発世界サミット報告書 (国連出版物、販売番号 E.96.IV.8)、第 I 章、決議 I、付録 II。

⁴⁶ 決議 S-26/2、付録。

⁴⁷ 決議第 60/262、付録。

⁴⁸ 決議第 65/277 号、付録。

⁴⁹ 決議第 70/266 号、付録。

族の困難を緩和するために働いたり、教育を止め、その他の有害な結果を受け、さらにその機会を狭め、貧困に陥ったままになる可能性がより高いことを認め、貧困の根絶が国際社会の高い優先順位のままでなければならないことも認め、

極度の貧困を含めた貧困をなくすために、緊急の国内・国際行動が必要とされることも認め、世界的な金融・経済危機のインパクト、不安定なエネルギーと食糧価格及び継続する食糧の不安定が、様々な要因の結果として、家庭によって直接的に感じられていることに留意し、

とりわけ、社会保護、教育、適切な保健ケア、栄養、安全な飲用水、下水道、衛生を含めた清潔な水への完全なアクセス、スキル開発及び女兒に対する差別と暴力との闘いが、すべて女兒のエンパワーメントのために必要であることをさらに認め、女兒に関連して国連システム全体にわたるジェンダーの視点の重要性を想起し、

女性と女兒は、気候変動の否定的インパクトによって不相応に悪影響を受け、より脆弱であるかも知れず、健康、食糧の安全保障及び貧困を根絶し持続可能な開発を達成する努力を脅かすしつこい早魃と極端な天候異変、土地の悪化、水面上昇、沿岸の浸食と大洋の酸化を含めたそのようなインパクトの増加をすでに経験していることを強調し、この点で、「国連気候変動枠組み条約」の下で採択された「パリ協定」⁵⁰、の実施に留意し、

母子家庭の女兒の極端な状況が根強く続き、貧困、武力紛争、気候関連及びその他の危険、自然災害、HIV とエイズの疫病を含めた病気の勃発及びその他の人道緊急事態が、子供が家長を務める家庭の発生を増やし、子ども、特に女兒が家庭の主たる稼ぎ手となり、年下の弟妹を世話することを含め、大人の責任を果たすよう強制されており、彼女たちを貧困、身体的・性的暴力を含めた暴力、彼女たちの発達を厳しく禁じ、その人権の完全享受を侵害し損なう差別に対して特に脆弱にしていることを深く懸念し、

加盟国及び国連システムによる適切な政策対応を特徴づけるに必要な子どもが家長を務める家庭の子どもの状態に関する最近の情報と性別統計の継続する欠如について深く懸念し、

女性と女兒が HIV 感染に対してより脆弱であり、彼女たちが、HIV とエイズと共に暮らし悪影響を受けている人々のためのケアと支援に関連する無償のケア・家事労働を含め、HIV とエイズの疫病のインパクトの重荷を不相応に担っており、これが女兒から幼年期を奪い、教育を受ける機会を減らし、しばしば一家の長となり、最悪の形態の子ども労働と性的搾取に対するその脆弱性を高める結果となることにより、女兒に悪影響を与えていることを認め、

女兒は、様々な形態の差別と暴力にさらされ、遭遇するより大きな危険にしばしばさらされており、これがとりわけ、「持続可能な開発目標」、特にジェンダー平等と女兒のエンパワーメントに関連する目標の達成に向けた努力を妨げることを認め、女兒の権利を推進するための重要な戦略として、男性・男児とパートナーを組むことにより、女兒のための公正で公平な世界を確保するためにジェンダー平等を達成する必要性を再確認し、

経済成長にとって極めて重要な女兒のエンパワーメントと女兒への投資、貧困と極度の貧困の根絶を

⁵⁰ FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定 1/CP21、付録を参照。

含めた「持続可能な開発目標」の達成、並びに女兒に影響を及ぼす決定への女兒の意味ある参画が、差別と暴力のサイクルを断ち切り、その人権の完全で効果的な享受を推進し、保護する際のカギであることを認め、女兒のエンパワーメントには、意思決定プロセスへのその積極的参画とその両親、法的後見人、家族、ケア提供者、男児と男性、並びにより幅広い地域社会の積極的支援と関わりを得た女兒の団体を通して、その生活と地域社会の変革の担い手としての積極的参画が必要であることをさらに認め、

子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料、レイプ、性的虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及び女性と女兒に対して暴力を振るう ICT とソーシャル・メディアのように女兒に不相応な悪影響を及ぼすものを含めた子どもに対するあらゆる形態の暴力、及び相当する刑事責任免除と説明責任の欠如について深く懸念し、女性と女兒に対する暴力が特に地域社会レベルで認められず、通報もされず、これが社会における女兒の比較的低い地位を強化する差別的規範を反映していることについても深く懸念し、

教育と質の高い教育、食糧の配分を含めた栄養、身体的・精神的健康ケア・サービスへの女兒のアクセスがしばしば少なくなる結果となるその特別なニーズ及び権利、機会、幼年期と思春期の利益の享受が男児よりも少なくなり、無防備な時期尚早の性関係の結果に対して男児よりも脆弱にされ、しばしば様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力、虐待、レイプ、近親姦、名誉関連の犯罪、女性幼児殺し、子ども結婚、早期・強制結婚、出生前性の選別、女性性器切除のような有害な慣行を受けることを念頭に置き、女兒に対する差別と障害を持つ女兒を含めた女兒の権利侵害についても深く懸念し、

広がった慣行にもかかわらず、子ども結婚、早期・強制結婚が、未だにほとんど通報されないことをさらに深く懸念し、これにはさらなる注意が必要であり、子ども結婚、早期・強制結婚が、HIV 及び性感染症のさらに大きな危険に女兒をさらし、しばしば時期尚早の性関係、早期妊娠、早期出産に繋がり、これが産科フィステラと高い妊産婦死亡率・罹病率の危険を高め、さらに、しばしば特に若い女性と女兒の障害、死産、妊産婦死亡に繋がり、これが熟練した出産介添えと緊急産科ケアの領域を含め、母親のための適切な出産前・出産後の保健ケア・サービスを必要としていることを認め、これがその教育を修了し、包括的な知識を得、地域社会に参画し、雇用できるスキルを發展させる女兒の機会を減らし、その身体的・精神的健康と福利、その雇用機会、その生活の質とその子どもの生活の質に長期的な否定的インパクトを与える可能性があり、その人権を侵害し、その人権の完全享受を損なうことに懸念と共に留意し、

若い女性と女兒が、水不足、安全ではない水と乏しい衛生の悪影響を特に受けていることを深く懸念し、さらに、特に農山漁村地域の女兒が、しばしば、家庭での水の調達の高負荷、学校での上下水道施設の欠如、効果的な女性衛生用品へのアクセスの不適切さのために学校への完全で継続する参加から排除されていることを懸念し、

若い人々、特に思春期の女兒のための保健ケア、衛生と下水道のみならず性と生殖に関する健康の領域を含めた質の高い教育への平等なアクセスの強化が、予防できる病気と感染症、特に HIV 及びその他の性感染症に対するその脆弱性を劇的に減らしていることを強調し、

教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、女兒は未だに教育から疎外されたままである

可能性が男児よりも高いことを認め、教育への権利の女児の平等な享受に対するジェンダー化された障害の中に、子ども結婚、早期妊娠、ジェンダーに基づく暴力、無償のケア・家事労働の不相応な割合とジェンダー固定観念及び男児と比べて女児の教育にあまり価値を置かない家族と地域社会を導く否定的な社会規範があることも認め、

教員によって加えられる暴力のような学校の行き帰り及び学校での性暴力とハラスメントを含め、女児に対する学校関連の暴力は継続して女児の教育と多くの場合中等教育への移行と修了を妨げ続け、こういった危険が、女児が学校に通うことを認める両親の決定に影響を及ぼすかも知れないことを深く懸念し、

学校給食と持ち帰り食糧が、子どもたちをひきつけ、学校にとどまらせることに留意し、学校給食が、特に女児にとって就学率を高め怠業を減らす奨励策であることを認め、

国際社会、関連国連機関、専門機関、市民社会、国際金融機関が、強化された財源と技術支援の配分を通して、女児のニーズと優先事項に対処する対象を絞った包括的なプログラムを継続して積極的に支援する必要性を強調し、

1. 事務総長の報告書⁵¹に留意する。

2. 国際人権条約の下で規定されているように、女児を含めた子どもの権利の完全かつ緊急の実施の必要性を強調し、「子どもの権利に関する条約」³²、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」³³、「障害者の権利に関する条約」³⁴及びこれらの「選択議定書」³⁵の署名、批准または加入を優先問題として検討するよう、各国に要請する。

3. 国際労働機関の1973年の「最低年齢条約」(第138号)⁵²及び1999年の「最悪の形態の子ども労働条約」(第182号)⁵³の批准または加入を検討するよう、まだこれを行っていないすべての国々に要請する。

4. ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント及び教育、栄養、上下水道、出生登録、保健ケア、非感染性疾患を含めた主要な死亡原因を表す病気の予防接種と保護のような基本的社会サービスへの平等なアクセスを推進する関連プログラムを開発し、見直し、女児に特化したものを含め、すべての開発政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化するよう国々に要請する。

5. 極度の貧困を含めた貧困の中で暮らしており、適切な食糧と栄養、上下水道施設もなく、基本的な身体的・精神的健康サービス、シェルター、教育、参画と保護へのアクセスが限られておりまたは全くない女児の状況を改善するようにも各国に要請する。

6. 包括的で、公正で、質の高い教育への平等なアクセスの保障には、教育制度の変革、教育プログラムへのジェンダーの視点の主流化、インフラ開発及び教員訓練が必要であることを認め、この点で、適切な資金調達を通して質の高い教育に投資し、周縁化され、脆弱な状況にある者を含めたすべての女児

⁵¹ A/72/218。

⁵² 国連、条約シリーズ、第1015巻、第14862号。

⁵³ 同上、第2133巻、第37245号。

が教育へのその権利を享受することを保障するよう、各国に要請する。

7. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」⁵⁴の実施と女児の教育への権利の実現において各国政府を支援する際の国連の役割に留意する。

8. 初等教育を義務とし、農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての子どもが無料で利用できるものにし、特に無料の中等教育の漸進的導入を通して中等・高等教育を万人がアクセスし利用できるものにするのみならず、すべての子どもが質の高い教育に平等にアクセスできることを保障し、積極的優遇措置を含めた平等なアクセスを保障する特別措置、家族への財政的奨励策を増やすことにより教育への物理的アクセスの強化、学校の行き帰りの女児の安全の改善、衛生的で、別個の適切な下水施設の提供が、機会均等を達成し、排除と闘い、特に低所得家庭の女児と子ども、一家の長となっている子どもの学校への出席の確保に貢献することを念頭に置くことにより、機会均等と非差別に基づいて教育への権利を認めるよう各国に要請する。

9. 正規の教育を受けなかった者のための補習・識字教育、すでに結婚し妊娠している者を含め、初等教育後を通して女児を学校に引き留めておくための特別イニシアティブを含め、女児のための質の高い教育に重点を置き、若い女性のためのスキル・起業訓練へのアクセスを推進し、労働市場に参入する若い女性が完全な生産的雇用とディーセント・ワーク、同一労働または同一価値労働同一賃金を得る機会を持つことを保障するために、ジェンダー固定観念と取り組むようすべての国々に要請する。

10. 特に、デジタルの流暢さから高度な技術的スキルに至るまで教育・訓練機会の範囲を拡大し、そのようなスキルを伸ばす女児が、将来より学術的な成功と給料の高い職を享受するかも知れないことを認め、女児と女性がこれら領域で、男性・男児と等しい重要な役割りを果たすことも認めることにより、その教育全体を通して、ICTを含めた女児の科学・技術・工学・数学教育を推進する包括的な政策とプログラムを適宜採用し、実施するよう各国を奨励する。

11. 適宜、国際団体、市民社会、NGO の支援を得て、HIV 感染及びその他の危険から自分を守るように、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、自尊心と情報を得た意思決定、コミュニケーションと危険削減スキルを築くことができ、尊重し合う関係を発展させるために、性と生殖に関する健康と HIV 予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達と女性と男性との間の関係の権力に関する情報を得て、発達する能力に沿って、学校の内外で、思春期の女児と男児、若い女性と男性に提供する、文化的状況に関連した科学的に正確で年齢にふさわしい包括的教育を含め、正規・非正規教育プログラムを優先して、政策とプログラムを開発するよう各国に要請する。

12. 幼年期と思春期の間の女児と男児の異なったニーズを認め、女児の保健と教育へのアクセスを改善し、その安全性を高める教育機関及びその他の公的スペースでの女性の衛生製品の処分施設を含め、私的なトイレ施設のみならず、安全な飲用水、下水道、衛生、女性衛生製品を含め、特に女児が清潔な水にアクセスできることを保障するその変化するニーズに沿い、対応する適合した投資を適宜行うよう各国に要請する。

⁵⁴ 決議第 70/1 号。

13. 女兒の学校の出席が、月経に対する否定的認識と女兒のニーズに応える学校での上下水道施設と衛生施設のような安全な個人の衛生を維持する手段の欠如によって悪影響を受けることもあることを認め、市民社会及びその他の関連行為者との協働で、月経が健全で自然なものと認められ、女兒がこれを基に汚名を着せられることのない文化を育成するために教育・保健慣行を推進するよう各国に要請する。

14. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を緊急に根絶する努力を強化するよう各国に要請し、改正したり、廃止したりするために女性と女兒を差別する残る法律を見直すことを含め、女兒のための包括的な政策とプログラムを実施し、場合によっては司法へのアクセス、女兒に対して行われた性暴力の犯罪の加害者の刑事責任免除との闘い、適切な懲罰の利用可能性の保障、これら目標を達成するために必要なすべての資金と支援の動員を含めた女兒の人権の実現に対して責任ある機関の間の調整を強化する国内メカニズムを強化し、さらなる行動とイニシャティヴのパラグラフ 33 に含まれているように⁵⁵、「北京行動綱領」に述べられている目標の達成に悪影響を及ぼし続けている障害に対処する措置を取るようすべての国々、国連システム及び市民社会に要請する。

15. 女兒と男児の雇用に関連する国際労働機関の適用できる条約が尊重され、効果的に施行され、雇用された女兒が、ディーセント・ワークと同一労働または同一価値労働同一賃金に平等にアクセスし、職場での経済的・性的搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、暴力と虐待から保護され、自分の権利を知り、正規・非正規の教育、スキル開発、技術・職業訓練にアクセスできることを保障するようにも各国に要請し、適宜、国内行動計画を含め、子ども労働とその最悪の形態、商業的性的搾取、危険な形態の子ども労働、強制労働と負債を返済するための労働を含め、人身取引と奴隷のような慣行、適用できる国際法に違反する武力紛争への子どもの徴兵と使用を撤廃し、子どもが長である家庭を含め、この点で女兒が大きな危険に直面することを認めるジェンダーに配慮した措置を開発するよう各国に要請する。

16. 民間セクター、市民社会、NGO 及び適宜地域社会を基盤とした団体を含め、関連ステイクホルダーの支援を得て、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の健康の享受への女兒の権利を保障するために必要なすべての措置を取り、持続可能な保健制度を開発し、統合された HIV 対応を持つプライマリー・ヘルスケアを確保し、これらを思春期の女兒によりアクセスできるものにするために既存の制度を強化するよう各国に要請する。

17. 国内の保健制度の能力を強化するようにも各国に要請し、この点で、家族計画、出産前・出産後のケア、熟練した出産介添え、緊急産科ケアと産後の介護を含め、貧困の中で暮らしており、産科フィステュラが当たり前であるサーヴィスのない農山漁村地域の女兒を含めた思春期の女兒に連続したサーヴィスを提供することにより、産科フィステュラを防止し、起こった症例を治療するための適切な資金を配分することを含め、要請に応じて国内努力を支援するよう国際社会に勧める。

18. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護することを目的とする法律と政策を制定し、支持し、厳しく施行し、婚姻は、配偶者となろうとする者の情報を得た、自由で完全な同意があつて初めて成立することを保障し、同意の法定最低年齢と婚姻の最低年齢に関連

⁵⁵ 決議 S-23/3、付録。

する法律を制定し、厳しく施行し、婚姻の最低年齢を引き上げ、必要ならば女兒を含めたすべての関連ステイクホルダーを関わせ、これら法律がよく知られていることを保障し、包括的で、調整された政策、行動計画及びプログラムをさらに開発し、すでに結婚している女兒と思春期の若者を支援し、存続できる代替手段と制度的支援、特に女兒のための教育機会の提供を保障し、女兒の人権の完全享受を推進し、保護するために女兒の生存、保護、発達及び地位の向上を保障し、そのような計画をその発達プロセス全体の不可欠の部分とすることにより、女兒のための平等な機会を確保するようすべての国々に要請する。

19. 財産と相続権、保健ケア・サービス、栄養、安全な飲用水、下水道、衛生を含めた清潔な水、シェルター、教育、奨学金、訓練機会へのアクセスを確保する規定を含み、適宜社会保護プログラムと経済的支援を通して家族が一緒にいる際に保護され支援される、子どもが家長を務める家庭、特に女兒が家長である家庭で暮らしている子どもを保護し、支援し、エンパワーする法律を適宜制定し、実施するよう各国に要請する。

20. 子ども、特に女兒のエンパワーメントのみならず安全と保護を確保するために立案されるプログラムとメカニズムを開発する際に、特に地域社会と協力し、地域社会を関わせることにより、関連ステイクホルダーとのパートナーシップを築き、子どもが地域社会から必要な支援を受けることを保障するようにも各国に要請する。

21. 家庭構造別、性別、年齢別、障害の状態別、経済状況別、婚姻状態別、地理的位置別の女兒に関する調査、データ収集、分析を強化し、女兒の状況、特に彼女たちが直面する重複する形態の差別についての理解を深めるために、生活時間、無償のケア労働、上下水道に関するジェンダー統計を改善し、女兒の権利を効果的に保護するために、女兒が直面するかも知れないあらゆる形態の差別に対処する包括的な年齢にふさわしい取り組みを取るべき必要な政策・プログラム対応の開発を特徴づけるよう各国に要請する。

22. 他の子どもと同等に、すべての人権と基本的自由の障害を持つ女兒の完全享受を保障するに必要なすべての措置を取り、そのニーズに対処するために立案された適切な政策とプログラムを採用し、実施し、強化するよう各国に要請する。

23. 女性幼児殺しと出生前性の選別、女性性器切除、レイプ、ドメスティック・ヴァイオレンス、近親姦、性的虐待、性的搾取、子ども買春、子どもポルノとその他の子どもの性的虐待資料、人身取引と強制移動、強制労働、子ども結婚と早期・強制結婚を含め、あらゆる場でのあらゆる形態の暴力、差別搾取及び有害な慣行から女兒を保護する法律を制定し、施行し、暴力と差別を受けている女兒を支援する年齢にふさわしく、安全で、機密性があり、障害者がアクセスできるプログラムと医療・社会・心理支援サービスを開発するようすべての国々に要請する。

24. 女兒に対する学校関連のあらゆる形態の暴力を防止する努力を強化し、加害者に責任を取らせるよう各国に要請する。

25. 子ども虐待資料の通報と除去を可能にする適切なメカニズムが設置されており、その作者、配布者、収集者が適宜訴追されることを保障して、民間セクターとメディアを含め、関連ステイクホルダーとの協力で、インターネットを通じた子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料の配布を防止

するに必要な法的またはその他の措置を制定し施行するようすべての国々に要請する。

26. 女性に対する暴力、その原因と結果及び人、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者たち、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の女兒に関連する勧告に注意を払い、すべての関係者を関与させる監視・評価メカニズムの設立を通じた効果的な国内の施行手続きのみならず、専門の資金があり、広く普及され、実施のためのターゲットと道程表を提供すべき、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃するための包括的で、学際的で、調整された国内計画、プログラム、または戦略を必要に応じて策定し、または見直すよう国々に要請する。

27. 子どもの年齢と成熟度に従って、子どもに相当の重きを置く目的で、自分自身の考えを形成する能力のある子どもたちには、自分たちに影響を及ぼすあらゆる問題で自由にその意見を述べる権利があることを保障し、この権利が女兒によって完全に平等に享受されることを保障し、障害を持つ女兒のみならず、特別なニーズを持つ女兒を含め、適宜、意思決定プロセスに女兒と女兒を代表する団体を意味あるように関わらせ、自分のニーズを明らかにし、その完全で効果的な参画を確保する目的で、それらニーズに応える政策とプログラムを開発し、企画し、実施し、評価する際に完全なパートナーとして女兒を含めるようにも国々に要請する。

28. 孤児、路上で暮らす子どもたち、国内避難民と難民の子どもたち、人身取引と性的・経済的搾取によって悪影響を受けている子どもたち、HIV とエイズと共に暮らし、悪影響を受けている子どもたち、拘束され、親の支援なく暮らしている子どもたちを含め、かなりの数の女兒が特に脆弱であることを認め、従って、関連するところでは国際社会の支援を得て、適切なカウンセリングと心理的支援を提供し、その安全、学校への就学とシェルター、他の子どもと同等に良好な栄養、保健・社会サービスへのアクセスを提供することにより、そのような子どもたちのための支援的環境を提供する政府、地域社会、家庭の能力を築き、強化する国内・小地域・地域の政策と戦略を実施することにより、そのような子どもたちのニーズに対処する適切な措置を取るよう各国に要請する。

29. 子どもが家長を務める家庭を生み出す結果となるかも知れない紛争前、紛争中、紛争後の状況と気候関連及びその他の危険及び自然災害並びにその他の人道緊急事態での女兒の特別な脆弱性を考慮に入れて、女兒の権利を尊重し、推進し、保護するよう、すべての国々と国際社会に要請し、救援から回復に至る人道緊急事態のあらゆる段階で女兒を保護するための特別措置を取り、特に、安全な飲用水と下水道、衛生を含めた清潔な水を含む基本的サービスに子どもたちがアクセスできることを保障し、HIV 感染、レイプ、性的虐待、拷問、誘拐、強制労働を含めた人身取引を含めたジェンダーに基づく暴力から子どもたちを保護し、難民と国内避難民の女兒に特別な注意を払って、武装解除、動員解除、リハビリテーション支援及び再統合プロセスでのその特別なニーズを考慮に入れるよう各国に要請する。

30. 人道危機を含め、国連活動にかかわっている軍、警察、文民職員によって、女性と子どもの性的搾取、虐待及び人身取引の全ての行為を嘆かわしく思い、事務総長によって導入された性的搾取と虐待を防止し、対処することに関する任意のコンパクトに留意し、この点で、ゼロ・トレランス政策を実施する国連機関と平和維持活動によって行われている努力を歓迎し、平和維持活動特別委員会の勧告に基づいて関連総会決議で採択された措置の遅滞のない完全実施を通してそのような職員によるそのような虐待と搾取と闘うために必要なすべての適切な行動を継続して取るよう、事務総長、そのような人道ワ

ーカーを送り出している加盟国、職員を送り出している国々に要請する⁵⁶。

31. 搾取の被害者である女兒の犯罪化に反対する効果的措置を取り、搾取された女兒が必要な心理的支援にアクセスできることを保障することにより、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するより幅広い努力の中での包括的な反人身取引戦略の一部として、性的・経済的搾取を含め、女性と女兒のあらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃し、訴追する効果的な子どもと若者に配慮した措置を考案し、施行し、強化するよう加盟国に要請し、この点で、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁵⁷を完全に尊重して、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」⁵⁸の関連既定とそこに概説されている活動を完全に、効果的に実施するよう、加盟国、国連及びその他の国際・地域・小地域団体、並びに NGO、民間セクター及びメディアを含めた市民社会に要請する。

32. 「世界人権宣言」に書かれているように、万人に国籍への権利があることを再確認し、この点で、国際法の下で適用できる責務に従って国籍法を採用し、実施しすることを検討し、さもなければ無国籍となる外国にいる国民による国籍の取得を促進し、その領土で生まれた子どものための無料または低コストの出生登録を確保するよう、まだこれを行っていない各国に要請する。

33. 社会の全てのセクター、特に子どもたちに女兒の人権に関する年齢にふさわしく、ジェンダーに配慮した情報資料の翻訳、作成、普及を通して、人権教育と女兒の人権の完全尊重と享受を推進するよう、各国政府、メディアを含めた市民社会及び NGO に要請する。

34. 国連の全ての機関、特に国連子ども基金、国連教育科学文化機関、世界食糧計画、国連人口基金、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界保健機関、国連エイズ合同計画、国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所及び国際労働機関が、「国連開発支援枠組み」を通して国の優先事項に従って、国別協力プログラムで女兒の権利と特別なニーズを考慮に入れることを保障するよう、国連システム事務局長調整理事会の議長としての事務総長に要請する。

35. それぞれのマンドートの実施にジェンダーの視点を定期的に、組織的に採用し、それぞれの報告書に、女性と女兒の人権侵害の質的分析に関する情報を含めるよう、すべての人権条約機関と特別手続きを含めた人権理事会の人権メカニズムに要請し、この点での協力と調整を強化するよう奨励する。

36. 包括的な HIV とエイズの予防、治療、ケア及び支援を提供するよう立案されたすべての政策とプログラムにおいて、「持続可能な開発目標 3」、特に 2030 年までにエイズの疫病をなくすというターゲットを達成する目的で、妊娠している女兒と若い思春期の母親、及び障害を持つ女兒と一家の長である子どもを含め、特別な注意と支援が、危険にさらされており、HIV と共に暮らしていたり、悪影響を受けていたりする女兒に与えられることを保障するよう各国に要請する。

37. 持続可能で予見できるように、開発途上国に手頃な価格での薬剤へのさらなアクセスを提供することを目的とするものを含め、社会開発のための資金の動員に貢献する革新的な資金提供メカニズムに

⁵⁶ 第 59 回総会公式記録、補遺第 19 号 (A/59/19/Rev.1)。

⁵⁷ 国連、条約シリーズ、第 2237 巻、第 39574 号。

⁵⁸ 決議第 64/293 号。

基づくものを含め、国のグループによって取られる任意に基づくイニシアティブのみならず、2 国間・民間セクター・イニシアティブを含め、女兒が利用できる特に抗レトロウイルス薬、特に第二次薬の価格を下げることを目的とするイニシアティブを推進するよう各国に勧め、この点で、国際薬剤購入ファシリティ UNIFAID に留意する。

38. 食糧栄養支援を子ども、特に女兒が活発で健全な生活のためのその食事のニーズと食物の要件を満たすために、いつでも十分で、安全で栄養のある食物にアクセスできるという目標に統合するようすべての国々に要請する。

39. HIV に配慮したプログラムを含めた社会保護プログラムが、学校への出席を確保し、その権利を保護して、女兒のニーズと脆弱性に特に注意を払って、孤児及びその他の脆弱な子どもに提供されることを保障するよう各国に要請する。

40. 若い人々、特に女兒が、その社会的・経済的・その他の可能性を成就し、HIV 感染の予防、早期妊娠を含めた課題を克服し、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受するために必要な知識、態度、生活技術を身に付けることができるように、あらゆるレベル、特に教育と保健セクターへの資金を増額するよう各国と国際社会に要請する。

41. 財源の配分と技術支援を通して、女兒の権利と教育へのアクセスに対処する積極的支援を継続するよう、各国、国際社会、関連国連機関、市民社会及び国際金融機関に要請する。

42. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「第 3 回開発のための資金調達国際会議アディスアベバ宣言」及びその他の全ての関連する国際的に合意された開発目標、特に資金の強化された利用可能性と効果的配分が、この点であらゆるレベルで必要とされることを認め、子ども、特に女兒への投資とその権利の実現が、貧困を根絶する最も効果的方法のひとつであることを再確認して、世界・地域・国レベルでの貧困根絶の完全で時宜を得た実現に向けた世界的努力に協力し、支援し、参加することにより、女兒の福利が確保される環境を醸成するよう各国と国際社会に強く要請する。

43. 女兒の福利に本決議が与えるインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの機関、NGO によって提供される情報を利用して、農山漁村地域の女兒のエンパワーメントに向けた加盟国による社会的・経済的・政治的投資の改善に関する状態分析を含め、本決議の実施に関して第 74 回総会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

4. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/72/L.17/Rev.)(11 月 22 日午後第 51 回会議で採択)

総会は、

女性移動労働者に対する暴力に関する以前の全ての決議と女性の地位委員会、人権委員会、犯罪防止・刑事司法委員会のよって採択された決議を想起し、「女性に対する暴力撤廃宣言」⁵⁹、も想起し、

⁵⁹ 決議第 48/104 号。

「世界人権会議」⁶⁰、「国際人口開発会議」⁶¹、「第4回世界女性会議」⁶²、「社会開発世界サミット」⁶³及びこれらの見直しの成果文書に含まれている女性移動労働者に関連する規定を再確認し、

「国連持続可能な開発会議」の成果文書に含まれている女性移動者に関連する規定も再確認し、移動状態にかかわらず、すべての移動者、特に女性と子ども移動者の人権と基本的自由を効果的に推進し保護し、あらゆるレベルの持続可能な開発のための政策とプログラムの意思決定、企画、及び実施に適宜彼らの積極的参画を奨励するよう各国に要請し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁶⁴と「子どもの権利に関する条約」⁶⁵とこれらの「選択議定書」⁶⁶並びにその他の関連条約が、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃と防止及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際的な法的枠組みと包括的な一連の措置を提供していることをさらに再確認し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択を想起し、「2030 アジェンダ」が、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成、労働権の保護と移動女性、特に女性移動者と非正規雇用にいる者のための安心・安全な労働環境の推進をカバーしていることを想起し、特に彼らに対するあらゆる暴力と差別をなくす必要性を認め、

2016年9月19日に開催された難民と移動者の大移動への対処に関する総会高官本会議での「難民移動者ニューヨーク宣言」の採択、難民と移動者の大移動への対応がジェンダーの視点を主流化し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進し、女性と女兒の人権を完全に尊重し、保護することを保障するという加盟国による公約、できる限り性暴力とジェンダーに基づく暴力と闘うというその公約を歓迎し、

国内努力を支援することを含め、女性移動労働者を含めた女性の経済的機会へのアクセスを高め、2018年から2021年での国連ウィメン戦略計画に照らして、女性移動労働者に対する暴力をなくすジェンダー平等と女性にエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)の役割を認め、

あらゆるセクターの女性移動労働者を含め、移動労働者と非正規雇用にいる移動者を保護し、安全な環境を推進し、安全で秩序ある正規の移動を促進する必要性も認め、

「第4回世界女性会議」の成果、「北京宣言と行動綱領」及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果⁶⁷及びこれらの見直しの成果を再確認し、

⁶⁰ A/CONF.157/24(第I部)、第III章。

⁶¹ 1994年9月5-23日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

⁶² 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

⁶³ 1995年3月6-12日、コペンハーゲン、社会開発世界サミット報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.8)、第I章、決議I、付録I及びII。

⁶⁴ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

⁶⁵ 同上、第1577巻、第2531号。

⁶⁶ 同上、第2131巻、第20378号及び第2171巻と2173巻、第27531号及び決議ダ66/138号、付録。

⁶⁷ 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

第 61 回女性の地位委員会で採択された合意結論⁶⁸に留意し、移動する女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性と移動女性、特に非正規経済と未熟練労働に雇用されている移動女性が虐待と搾取に対して特に脆弱であることを認め、この点で、虐待と搾取を防止し、対処するために、移動者の人権を保護する国家の責務を強調し、

第 57 回女性の地位委員会で採択された合意結論⁶⁹に感謝と共に留意し、送り出し国、経由国、目的国における女性移動労働者を含めた女性移動者の社会的・法的包摂と保護を確保する措置を適宜さらに採択し、実施し、その人権の完全実現と暴力と搾取からの保護を推進し、保護し、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施し、そのスキルと教育を認める安全で合法的なチャンネルを提供し、労働力へのその統合のみならず公正な労働条件を提供するという公約に特に留意し、

移動の根本原因と結果を考慮に入れることの重要性を強調し、貧困、特に貧困の女性化、低開発、機会の欠如、まずいガヴァナンス及び環境的要因が、移動の牽引力の中にあることを認め、

移動状態にかかわらず、すべての移動者、特に女性と子ども移動者の人権と基本的自由を効果的に推進し、保護し、国際・地域・2 国間協力と対話を通して、また包括的で、バランスの取れた取り組みを通して、国際移動に対処する必要性を確認している 2013 年 10 月 3 日に開催された「国連国際移動と開発高官対話」の宣言⁷⁰を想起し、すべての移動者の人権を推進し、保護する際の送り出し国、経由国、目的国の役割と責任を認め、その脆弱性をさらに悪化させるかもしれない取組を避け、

宣言が、世界レベルで女性と女兒がすべての国際移動の半数近くを占めていることを認め、特に政策にジェンダーの視点を統合し、女性と女兒に対する人身取引と差別を含め、ジェンダーに基づく暴力と闘う国内法、制度、プログラムを強化することにより、移動する女性と女兒の特別なニーズと脆弱性に対処する必要性を認め、この点で、ケア・家事労働にかかわっている者を含め、あらゆるセクターの女性移動労働者の保護のための適切な措置を確立する必要性を強調していることも想起し、

2011 年 6 月 6 日の国際労働機関第 100 回会期での 2011 年の「家事労働者条約」(第 189 号)と 2011 年の家事労働者勧告(第 201 号)の採択と 2013 年 9 月 5 日の「条約」の発効に感謝と共に留意し、この批准を検討するよう各国に勧め、2008 年 11 月に女子差別撤廃委員会によって採択された女性移動労働者に関する一般勧告第 26 号(2008 年)⁷¹に留意し、検討するよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国を奨励し、補足的であり相互に補強しあうものであることを認めて、2010 年 12 月に全ての移動労働者とその家族の権利保護委員会によって採択された移動家事労働者に関する一般勧告第 1 号に留意し、検討するよう、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」⁷²の締約国を奨励し、

特に女性移動労働者の強制労働の目的を含めたあらゆる形態の人身取引との闘いの緊急性を認め、こ

⁶⁸ 2017 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号 (E/2017/27)、第 I 章、セクション A。

⁶⁹ 同上、2013 年、補遺第 7 号 (E/2013/27)、第 I 章、セクション A。

⁷⁰ 決議第 68/4 号。

⁷¹ 第 64 回総会公式記録、補遺第 38 号 (A/64/38)、第一部、付録 I、決定 42/1。

⁷² 国連、条約シリーズ、第 2220 巻、第 39481 号。

の点で、2014年6月11日の国際労働機関の第103回会期での1930年の国際労働機関の「強制労働条約議定書」(第29号)と強制労働の効果的抑制のための補足措置に関する「勧告第203号」の採択に留意し、

大部分が社会経済的要因によって牽引される国際移動へのあらゆる技術レベルの女性の増加する参加とこの移動の女性化には国際移動の問題に関連するあらゆる政策と努力におけるさらなるジェンダー配慮が必要であることも認め、

移動するケア労働に対する需要が、ケア不足を解決し、ケアの公的提供を確保することができないことが、特に民間の領域でケア労働に対する需要を増やしているところで増えているようであり、非正規のケア労働にかかわっている移動労働者、特に女性の中には、ケア労働によって提供される経済機会から大勢が利益を受けてはいるが、その職場の目に見えない性質のために深刻な人権侵害に直面している者もあることをさらに認め、

対象を絞った措置を通して、差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力を防止し、対処する環境を推進する際に、すべてのステイクホルダー、特に送り出し国、経由国、目的国、関連する地域・国際団体、民間セクター及び市民社会の間の役割、責任、必要性を認め、この点で、国内・2国間・地域・国際レベルでの合同の協働的取組と戦略の重要性を認め、

女性移動労働者の建設的貢献が、送り出し国、経由国、目的国で、包摂的成長と持続可能な開発を育成する可能性を持つことも認め、ケア・家事労働を含めたあらゆるセクターでのその労働の価値と尊厳を強調し、移動者と移動に対する公共の認識を改善する努力を奨励し、

特に送金を通じた家族の発展への女性移動労働者の貢献をさらに認め、

本国への帰還と再統合中のみならず、移動を決意した瞬間から、経由、正規・非正規雇用への関わり、受け入れ社会への統合にわたり、移動プロセスのあらゆる段階で、女性とその子どもの特別な脆弱性とニーズを認め、

女性移動労働者が直面するかも知れない司法にアクセスする際の特別な困難を考慮に入れつつ、ジェンダーに基づく暴力、性暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めた女性と女児のジェンダー関連の殺害、人種主義と外国人排斥行為、虐待的な労働慣行、搾取的な労働条件、あらゆる形態の強制労働を含む現代の形態の奴隷制度としても知られている人身取引を含め、移動女性と女児に対して行われる重大な虐待と暴力の継続する報告に深い懸念を表明し、

女性移動労働者を含めた移動者が受ける労働搾取のカギとなる原因の一つが、高い募集料を徴収するある募集機関と非正規の仲介人の破廉恥な慣行に関連していることを認め、募集機関や雇用者の中には虐待を行う者もあるという報告に懸念と共に留意し、

女性と女児、特に移動女性に対する暴力は、ジェンダー固定観念と女性と女児によるその人権の完全享受に対する障害をさらに強化する男女間の力関係における歴史的・構造的不平等に根があることも認め、

特に、年齢・階級・人種・ジェンダーに基づく民族的差別・固定観念の重なり合いが、女性移動労働者が直面する差別を複雑化することもあり、ジェンダーに基づく暴力が、一形態の差別であることをさ

らに認め、

仕事を求めて移動する先住民族女性を含め、差別なくすべての女性の人権を尊重し、保護し推進するという公約を再確認し、この点で、適宜、先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力と差別の撤廃に対して払われた「国連先住民族権利宣言」⁷³の中の注意に留意し、

不相応に高い割合のドメスティック・ヴァイオレンスと性的虐待を受けており、人身取引の被害者でもある先住民族移動女性が直面するかも知れない重複し、重なり合う形態の差別を強調し、

非正規経済とあまり熟練の要らない労働に雇われている多くの移動女性が、虐待と搾取に特に脆弱であることを懸念し、この点で、虐待と搾取を防止し、対処するために、移動者の人権を保護する国家の責務を強調し、多くの女性移動者が、資格があり過ぎるかも知れず、同時に乏しい賃金と不適切な社会保護のためにより脆弱になるかも知れない職を引き受けていることを懸念と共に観察し、この点で、2015年6月12日の国際労働会議の第104会期での正規経済から非正規経済への移行に関する「勧告第204号」の採択に留意し、

非正規雇用に就いている移動女性が、搾取の危険を高めて、その労働権の限られた法的保護からしか利益を受けないかも知れないことも懸念し、

性別・年齢別データと統計を含めた客観的で、包括的で、基盤の広い情報及び調査と分析のためのジェンダーに配慮した指標の必要性、及び差別を含めた女性移動労働者に対する暴力に特に対処する対象を絞った政策と具体的戦略の策定における個々の加盟国と市民社会による経験と学んだ教訓の幅広い交換の必要性を強調し、

かなりの数の女性移動労働者の移動は、偽のまたは非正規の身分証明と移動を目的とした偽装結婚によって促進され、可能にされているのかも知れず、特にインターネットを通して促進されているのかも知れず、これら女性移動労働者は、虐待と搾取に対してより脆弱であることに気づき、

暴力、差別、搾取、虐待から女性移動労働者を保護し、移動の状態にかかわらず人身取引の被害者のためのサービスへのアクセスを提供することに向けてさらに努力するために、移動と人身取引との間の関連性を探求することの重要性を認め、

女性移動労働者の文書化された脆弱性が、移動労働者が別の国に入国する時に生命を脅かすような状況に陥るかも知れないますます複雑な移動状況とチャンネルを強調していることも認め、

その管轄地域に居住している女性移動労働者の状態を緩和し、法的手続きの間に苦情を通報したり、支援を提供したりするメカニズムへのアクセスを促進し、暴力の被害者である移動女性を保護する行動を推進することにより、移動労働者のためのジェンダーに配慮した保護メカニズムの設立を通して、司法へのアクセスを推進するために、ある目的国によって採用されている措置を強調し、

人権条約と関連特別手続き、並びにそれぞれのマנדート内で国際労働基準の監督メカニズムの実施を監視し、女性移動労働者に対する暴力の問題に対処し、その人権と福祉を保護し、監視する際に関連国連条約機関の重要な役割りを強調し、

⁷³決議第 61/295、付録。

1. 女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書に留意する。

2. 特に、「行動綱領」の実施における全体的進歩が、重複し重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒にとって特に遅く、移動女性を含めた周縁化された女性のグループが、差別と暴力の特別な危険にさらされていることを強調している「北京宣言」と「行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書⁷⁴に感謝と共に留意する。

3. 1949 年の「雇用のための移動条約(改正)」(第 97 号)⁷⁵、1975 年の「移動労働者(補足規定)条約」(第 143 号)⁷⁶、1997 年の「民間雇用機関条約」(第 181 号)⁷⁷、2011 年の「家事労働者条約」(第 189 号)を含めた関連国際労働機関条約の批准を検討し、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁷⁸、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「陸路・海路・空路による移動者の密輸の禁止議定書」⁷⁹、1954 年の「無国籍者の状態に関連する条約」⁸⁰及び 1961 年の「無国籍者削減条約」⁸¹並びに女性移動労働者の権利保護に貢献するすべてのその他の人権条約の署名、批准、加入を検討するよう加盟国に勧め、国際法の下での関連責務に従うよう締約国に要請し、「国連人身取引と闘うための世界行動計画」⁸²を実施するよう加盟国を奨励する。

4. 第 17 回・20 回人権理事会に提出された移動者の人権に関する理事会特別報告者の報告書⁸³、特に否定的な一般の認識と保護・支援・司法への限られたアクセスを含め、非正規移動者が直面する脆弱性と課題の説明、及び第 26 回理事会に提出された特別報告者の報告書⁸⁴、特に移動者に悪影響を及ぼす労働搾取の最も共通した表れをカヴァーする移動者の労働搾取へのそのテーマ別部分の重点に留意する。

5. 特に女性移動労働者を含めた非正規経済で働くワーキング・プアの都会経済への貢献を認めることを加盟国が公約した、2016 年 10 月 17 日から 20 日までクィートで開催された「住居と持続可能な都会開発国連会議(ハビタット III)での「新都会アジェンダ」⁸⁵の採択を歓迎する。

6. 供給網を含め、女性移動労働者が直面している現在の課題に関連するそのマンドート内で、これら領域に関する情報と分析の収集を改善するよう、すべての国連機関とそのマンドートが女性移動労働者に対する暴力の問題に触れる人権特別報告者を奨励し、この点で、機関と特別報告者と協力するように

⁷⁴ E/CN/6/2015/3。

⁷⁵ 国連、条約シリーズ、第 120 巻、第 1616 号。

⁷⁶ 同上、第 1120 巻、第 17426 号。

⁷⁷ 同上、第 2115 巻、第 36794 号。

⁷⁸ 同上、第 2237 巻、第 39574 号。

⁷⁹ 同上、第 2241 巻、第 39574 号。

⁸⁰ 同上、第 360 巻、第 5158 号

⁸¹ 同上、第 989 巻、第 14458 号。

⁸² 決議第 64/293 号。

⁸³ A/HRC/17/33 及び A/HRC/20/24。

⁸⁴ A/HRC/26/35。

⁸⁵ 決議第 71/256 号、付録。

も各国政府を奨励する。

7. 暴力と差別、人身取引、搾取及び虐待を防止し、移動女性を保護するための人権条約の下でのその人権責務と公約に従って、国際移動と労働と雇用に関する法律・政策・プログラムに人権、ジェンダーに配慮した、人々を中心とした視点を組み入れ、そのような移動・労働政策が差別を強化しないことを保障する効果的措置を取り、必要な場合には、取られた措置のインパクトと女性移動労働者に関連して達成された結果を明らかにするために、そのような法律、政策、プログラムのインパクト評価調査を行うようすべての各国政府に要請する。

8. 女性移動労働者の募集と配置を規制する政策を含め、その移動の地位にかかわらず、家事労働者を含めた女性移動労働者の人権を保護する措置を採用または強化し、非正規移動を思いとどまらせるために、移動の合法的チャンネルを推進する革新的方法の考案に関して国家間の対話を拡大することを検討し、独立した、循環する、一時的移動を含め、女性に対する差別と暴力を防止するために、入国管理法にジェンダーの視点を組み入れることを検討し、国内法に従って、暴力、人身取引またはその他の形態の搾取または虐待の被害者である女性移動労働者が虐待的な雇用者や配偶者から独立して居住許可を申請し、虐待的なスポンサー制度を撤廃することを認めることを検討するようにも各国政府に要請する。

9. 2018年に交渉が始まる安全で、秩序ある、正規の移動のためのグローバル・コンパクトの中の、ジェンダー平等とすべての移動女性と女兒のエンパワーメントと彼女たちに対して加えられるあらゆる形態の暴力との取組に関する規定を検討するよう各国政府を奨励する。

10. 労働移動のコストを減らし、送り出し国と受け入れ国との間で、倫理的な募集政策と慣行を推進する措置の採用を検討するようにも各国政府を奨励する。

11. 国際法の下での公約と責務に従って、法律と政策を採用し、開発し、実施し、司法にアクセスする際に、女性移動労働者が直面する特別な困難を考慮に入れつつ、フェミサイドを含めた女性と女兒のジェンダーに基づく殺害を防止し、対応するよう各国に要請する。

12. 労働輸入国におけるケア不足を解決する必要性を含め、女性の非正規移動を巡る押しやり引いたりする要因に対処することを求め、国内法と国際法の下で適用できる責務に沿って、ケア労働の雇用条件を規制し、正規化し、専門化し、保護するよう各国政府を奨励する。

13. 国際人権法を含めた国際法を完全に尊重して、女性移動労働者に対する暴力に対処し、女性移動労働者に対する差別と暴力と闘う際の情報と好事例を交換して、送り出し国における移動に対する持続可能な開発の代替手段を育成し、司法への効果的アクセスと法の施行、訴追、防止、能力開発及び被害者保護と支援の領域での効果的行動を促進し、適用できる法律と規則に従って、特に最低賃金政策と雇用契約を採用し、ディーセント・ワークを推進することにより、女性移動労働者の脆弱性を減らす努力を強化するために、2国間・地域間・国際協力を高めるよう各国政府に要請する。

14. 移動する子どもの人身取引、労働・経済搾取、差別、商業的性的搾取、セクシュアル・ハラスメント、暴力と性的虐待を防止するために、その移動の状態にかかわらず、移動する子ども、特に付き添いのない女兒を含めた女兒の人権を尊重し、推進し、保護する措置を採用または強化することにより、子どもの最高の利益を考慮に入れるようにも各国政府に要請する。

15. 募集者、雇用者、仲介者を管理する法律と政策が人権と適用できる場所では移動労働者、特に女性の労働権の遵守と尊重を推進することを保障するのみならず、彼らが送り出し国と雇用されている国での全体的な条件と合法的移動の手続きに対して資格のある特に移動のコストと利益に関する意味のあるジェンダーに配慮した情報と教育への女性のアクセスを推進することにより、女性移動労働者に対する暴力防止への重点と資金提供の支援を強化するよう、女性移動労働者の募集にかかわっている雇用機関を含め、すべてのステイクホルダー、特に民間セクターを強く奨励するようさらに各国政府に要請する。

16. 適用できる国内法に従って、適宜、取引経費を減らし、女性に優しい送金、貯蓄、飛び地投資計画を含めた投資計画を実施することにより、出生国またはその他の国への移動者の透明性があり、安全で、無制限の速やかな送金を妨げるかも知れない障害を除去し、適宜、女性移動労働者の自分の経済資源へのアクセスと管理を妨げるかも知れないその他の問題を解決する措置を検討するよう、すべての国々を奨励する。

17. 女性移動労働者とその家族のための財政的識字訓練プログラム及び適宜移動の完全な開発インパクトに貢献するかも知れないその他のプログラムを考案し、実施することを検討するようにも各国を奨励する。

18. 教育と情報の普及を通して、ジェンダー平等問題についての意識を啓発し、その経済的エンパワーメントとディーセント・ワークへのアクセス、適宜、正規経済、特に経済的意思決定へのその統合を推進し、適宜公的生活へのその参画を推進することにより、女性移動労働者に対する暴力の構造的な底辺にある原因に対処するようにも各国に要請する。

19. 女性移動労働者とその連れている子どもたちに適切な保健ケア・サービスと教育へのアクセスを推進するよう各国に要請する。

20. その移動の地位にかかわらず、女性移動労働者とその連れている子どもたちの権利を認め、人道危機、自然災害及びその他の緊急事態の状況の時に、差別なく緊急保健ケアへのアクセスを認め、この点で、妊娠と出産を根拠として女性移動労働者が差別されないことを保障し、国内法に従って、移動母集団が経験している HIV に対する脆弱性に対処し、HIV 予防、治療、ケア及びサポートへのアクセスを支援するようにも各国政府に要請する。

21. 移動に先だつまたは移動中の望まない障害を防止するための任意の機密の HIV テストと妊娠テストの適切な利用を確保するよう各国政府を奨励する。

22. 移動労働者が被害者となることを防ぎ、適宜医療的・心理的支援のみならず、保護と司法へのアクセスを提供するプログラムと政策の実施を通して、人身取引の被害者となることから、家事労働者を含めた女性移動労働者を保護するよう各国を奨励する。

23. 移動社会の女性の重要な貢献とリーダーシップを認め、地方の解決策と機会の開発へのその完全で、平等で意味ある参画を推進するための適切な手段を取り、あらゆるセクターの女性移動労働者を保護し、安全で秩序ある正規の移動と循環移動を含めた労働移動性を奨励して、女性移動労働者と非正規雇用で就いている者のための労働権と安全な環境を保護することの重要性も認めるよう各国に要請す

る。

24. 家事労働に就いている者を含めたすべての女性移動労働者を保護する法律と政策を採用し実施し、適用できる国際労働機関条約及びその他の国際責務に従い、家事サービスの女性移動労働者に労働・経済搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、職場での暴力と性的虐待の場合には契約を解除することを含め、募集機関と雇用者に対して苦情を申し立てるためのジェンダーに配慮した透明性のあるメカニズムへのアクセスを、そのような手段が女性移動労働者を罰するべきではないことを強調しつつ、認めるようにもまだこれを行っていない各国に要請し、権利のあらゆる侵害を速やかに捜査し、罰するよう各国に要請する。

25. 人身取引被害者及び脆弱な状況にある移動者、特に子ども、高齢女性、障害を持つ女性のニーズに特別な注意を払って、帰還する者のための強化された受け入れと再統合援助を支援するよう各国政府に要請する。

26. 国際団体、NGO、民間セクター及びその他のステイクホルダーと協力して、国内法に沿って、その移動状態にかかわらず、関連国際人権条約と適用できる条約に従って、ありとあらゆる緊急事態支援と保護へのアクセス、女性移動労働者の権利、ホットライン、紛争解決メカニズム、法的援助、被害者のアドヴォカシー、子どものためのサービス、安全企画、心理的支援とトラウマのカウンセリング、社会サービス、女性専用のスペースと存在するところでは女性のシェルターに関する情報の提供を含めた文化的に言語的に適切なジェンダーに配慮したサービスを暴力被害者である女性移動労働者に提供するよう各国政府に要請する。

27. 女性移動労働者に司法へのアクセスを提供し、彼女たちのニーズと権利に明確に応える法的枠組みと必要な場合に明確にジェンダーに配慮した政策を強化し、開発し、維持するための法的規定と司法プロセスが設置されていることを保障し、そのニーズを捉え、その権利を保護するために既存の法律と政策を改正する適切な手段を取るようにも各国政府に要請する。

28. 女性移動労働者に対する暴力の加害者と仲介者を罰するために、刑事制裁と被害者が効果的にアクセスでき、可能な場合には司法プロセス中に出席することを被害者に認めるその他の措置を含め、手続きの適切な段階で被害者の考えと懸念が提出され、検討されることを認めるジェンダーに配慮した矯正・司法メカニズムが設置され、当局を含め、再被害から暴力被害者である女性移動労働者を保護するようさらに各国政府に要請する。

29. 女性移動労働者の恣意的逮捕と拘束をなくす効果的措置を採用し実施し、個人または集団による女性移動労働者のあらゆる形態の違法な自由の剥奪を防止し、罰する行動を取るようすべての国々に要請する。

30. 女性移動労働者に対する暴力の問題に対して公共セクター労働者の意識を啓発し、拘禁施設にいる者を含め、適切で、専門的で、ジェンダーに配慮した介入の提供を保障するに必要なスキルと態度を分かち合う目的で、法律執行担当官、入国管理官と国境管理官、外交・領事担当官、裁判官、検察官、公共セクターの医療職員その他のサービス提供者のための訓練プログラムを策定し、実施し、磨きをかけるよう各国政府を奨励する。

31. 人権とジェンダーに配慮した人々を中心とした視点に基づいて、女性移動労働者に対する移動・労働・反人身取引政策とプログラム間の統合力を推進し、女性移動労働者の人権が、移動プロセス全体を通して保護されることを保障し、女性移動労働者に対する暴力を防止し、加害者を訴追し、被害者とその家族を保護し支援する努力を強化するようにも各国政府を奨励する。

32. 「領事関係に関するウィーン条約」の第 36 条の規定に従って、もし女性移動労働者が逮捕されたり、刑務所にいられたりまたは裁判を待つ保護観察に付されたり、何らかのやり方で拘束されるならば、権限のある当局が国籍のある国の領事担当官に連絡したりアクセスしたりする自由を尊重することを保障し、この点で、もし女性移動労働者がそのように要請するならば、その国籍がある国の領事に遅滞なく伝えるよう各国に要請する。

33. 既存の資金内で、女性と国際移動に関連する問題のよりよい理解に向けて、各国政府と協力し、特にジェンダーに配慮し、政策評価を支援し、効果的実施を確保し、そのインパクトを高め、女性移動労働者のための良好な成果を強化する調整された方法で、女性移動労働者に対する暴力に対処する国内努力を支援し続けるのみならず、特にジェンダーに配慮し、人権を保護する移動政策と労働政策の策定を支援するために、性別・年齢別データと情報の収集、普及、分析を改善するよう、国連システムと関連国際団体と NGO に勧める。

34. その適用できる法的責務に従って、女性移動労働者と政策プロセス全体を通じた関連ステイクホルダーと密接に相談して、最新の性別データと分析に基づいた女性移動労働者に関連する国内政策を策定するよう各国政府を奨励し、このプロセスが適切に資金提供され、結果として出て来た政策が特に雇用機関、雇用者及び公務員のための測定できるターゲットと指標、道程表と監視と説明責任措置を有していることを保障し、適切なメカニズムを通して、送り出し国、経由国、目的国内及びその間の多部門的調整を保障するようにも各国政府を奨励する。

35. 比較できるデータを生み出す適切な性別の国のデータ収集、分析、普及、できるならば、移動プロセスのあらゆる段階で暴力と女性移動労働者に対する権利侵害に関する追跡・通報制度を開発し、強化し、また以下のために、事務局の経済社会問題局の統計部、国際労働機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の専門知識を利用するよう、当該各国政府、特に送り出し国、経由国、目的国の政府を奨励する:

(a) 移動労働者を含めた女性に対する暴力の女性自身とその家族及びその地域社会にかかる経費をさらに調査するため。

(b) 移動女性労働者が利用できる機会とその開発へのインパクトを分析するため。

(c) 利用できる場合には適切な性別データと分析の提供を通して、募集経費と手数料をさらに評価し測定するため。

(d) 適切な政策策定と実施のための移動経費と送金に関するマクロデータの改善を支援するため。

36. 女性の移動の人権と人間開発の側面が、貧困削減戦略、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施することを目的とする戦略のような、国内・地域・国際開発政策と慣行に適切に統合されることを保障するために、2013 年 10 月 3 日と 4 日にニューヨークで開催された「国際移動と開発高官対話宣言」

に相当に配慮する適切な措置を取るよう、各国政府と国際団体に要請する。

37. 努力を継続し、強化し、市民社会団体を含めたすべてのステイクホルダーとのパートナーシップを推進し、女性移動労働者の権利の向上のための具体的で建設的な成果を通して、そのインパクトを高めために、関連国際・地域条約の効果的実施を適宜支援して、その作業を調整するよう国連システムと関連団体を奨励する。

38. 加盟国、国連システムの団体、特に国際労働機関、国際移動機関、国連開発計画、国連ウィメン及び国連麻薬犯罪事務所からの最新情報、並びに女性移動労働者に言及している特別報告者の報告書及びNGOを含めたその他の関連筋からの報告書を考慮に入れて、女性移動労働者、特に家事労働者に対する暴力の問題と本決議の実施に関して、第74回総会に、包括的で分析的なテーマ別報告書を提出するよう事務総長に要請する。

5. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の実施: 障害を持つ女性と女兒の状況(A/C.3/72/L.18/Rev.1)(11月22日午後 第53回会議で採択)

総会は、

以前の関連決議、その最も新しいものは、2015年12月17日の決議第70/145号、並びに人権理事会と経済社会理事会及びその機能委員会の関連決議を想起し、

すべての人権と基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性と障害者が差別なくその人権と自由の完全享受を保証される必要性も想起し、

「世界人権宣言」⁸⁶、「障害者の権利に関する条約」⁸⁷及びその「選択議定書」⁸⁸、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁸⁹、「子どもの権利に関する条約」⁹⁰及びその他の全ての関連国際人権条約を再確認し、

「ウィーン宣言と行動計画」⁹¹、「人口開発国際会議行動計画」⁹²及びこれらの見直し会議の成果文書を想起し、

障害者を包摂し、加盟国が誰も取り残さないことを誓った「持続可能な開発2030アジェンダ」の採択を歓迎し、「2030アジェンダ」を実施しつつ、加盟国が特にいかなる種類の差別もなく、万人のための人権と基本的自由を尊重し、保護し、推進するべきであることを認め、

⁸⁶ 決議第217A(III)。

⁸⁷ 国連、条約シリーズ、第2525巻、第44910号。

⁸⁸ 同上、第2518巻、第44910号。

⁸⁹ 同上、第1249巻、第20378号。

⁹⁰ 同上、第1577巻、第27531号。

⁹¹ A/Conf.157/24(第I部)、第三章。

⁹² 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

独立した目標として、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の全ての目標とターゲットの実施にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントが含まれたこと、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントが、障害を持つ女性と女児のエンパワーメントに貢献するすべての「持続可能な開発目標」とターゲットにわたって進歩を遂げることにあって極めて重要であることが認められたことも歓迎し、

2007年3月30日の「条約」とその「選択議定書」の署名の開始以来、160か国が署名し、174か国と1つの地域統合団体が「条約」を批准または加入し、92か国が「選択議定書」を批准してきたという事実を歓迎し、

特に「条約」の締約国会議、障害者の権利委員会、その他の人権条約機関、障害者の権利に関する特別報告者、障害とアクセス可能性に関する事務総長特使、「条約」の機関間支援グループ及び人道行動への障害者の包摂に関する機関間常設委員会タスク・チームを通して、「条約」を支援して、すべての障害者の権利の成就と主流化に向けて行われてきた、また行われ続けている作業と活動に感謝と共に留意し、

障害を持つ女性と女児が、他の人々と同等にすべての人権と基本的自由の享受を制限する重複し、重なり合う形態の差別、特に教育と雇用への平等なアクセス、性と生殖に関する健康を含めた保健ケア・サーヴィスへのアクセス、司法へのアクセスと法の下で平等に認められること、政治的・公的生活に参画し、独立して生活し、地域社会に含まれ、自分自身の選択を行う自由を持つ権利に関して差別を受けていることに懸念を表明し、

構造的または組織的差別は、差別的な機関の行動、差別的な文化的伝統、差別的で否定的な社会規範と態度、特に女性と女児、特に障害を持つ女性と女児を男性と男児に従属するものとみなす不平等な力関係に反映されていることに懸念を表明し、国家が、男女間の事実上の平等を促進することを目的とするすべての適切な措置を取るべきであることを強調し、

固定観念、汚名、差別が、障害のない女性と女児並びに障害を持つ男性と男児に比して、障害を持つ女性と女児に対する暴力、搾取、性的暴力と虐待を含めた虐待の危険を高めていることにさらに懸念を表明し、

他の人々と同等に職場へのアクセスと参画を妨げている重複し、重なり合う形態の差別に直面し、構造的な、身体的な、コミュニケーション上の、態度上の障害に遭遇している障害を持つ女性の低い労働力参加率について懸念を表明し、

国内・地域・国際レベルの障害者の状況に関する信頼でき統計、データ、情報の継続する欠如が公式の統計、政策、プログラムからの彼らの排除を助長していることを懸念し、この点で、加盟国の能力を築く努力を強化し、障害を持つ女性と女児を包摂する証拠に基づく政策とプログラムの開発を支援するために、データの収集、分析、障害別・性別・年齢別のデータを強化する必要性を認め、

国家が、障害を持つすべての女性と女児を包摂する法律、政策、プログラムを採択することにより、差別なく市民的、政治的、経済的、文化的、社会的権利の享受への女性と女児を含めたすべての障害者の権利を尊重し、保護し、成就する戦略の開発、実施、主流化を促進する必要性を認め、その人権の実

現には、公的・政治的・経済的・文化的・社会的・家庭生活への他と平等な完全で効果的で意味ある参画と包摂を必要とすることを確認し、

ICT が人権の行使を強化する可能性を示しており、障害を持つ女性と女兒がその人権を完全に享受することができるようにする環境を醸成し、そのエンパワーメントにも貢献できることも認め、

障害者を代表する団体を通して、障害者、特に女性と女兒と密接に相談し、その生活にインパクトを与える法律と政策の開発と実施及び障害者に関連する意思決定プロセスに、積極的にかかわらせることの重要性を強調し、

障害を持つ女性と女兒によるすべての人権と基本的自由の享受を深刻に侵害し、損ない、無にし、社会的、経済的、政治的意思決定へのその完全で、平等で、効果的な参画に対する主要な障害となる有害な慣行を含め、固定観念、偏見、暴力を撤廃するために、障害を持つ女性と女兒の権利に対する意識を啓発する措置を取ることの重要性を認め、

1. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の署名と批准を優先問題として検討するよう、まだこれを行っていない各国に要請する。

2. 留保条件の効果と継続する関連性を定期的に見直し、その撤回の可能性を検討するよう、「条約」を批准したが、一つまたは複数の留保条件を提出している各国を奨励する。

3. 理解を推進するための子どもと若者を含め、「条約」とその「選択議定書」に関するアクセスでき、理解しやすい情報を普及するために行われる努力を継続して強化し、これら条約の下での責務を実施する際に締約国を支援するよう、国連諸機関に要請し、政府間機関と NGO に勧める。

4. 障害を持つ女性と女兒の状況と「障害者の権利に関する条約」とその「選択規定書」の状態に関する事務総長報告書⁹³と障害者の権利に関する特別報告者の報告書⁹⁴に留意する。

5. 関連する持続可能な開発戦略の不可欠の部分としての障害者問題の主流化の重要性を強調し、その国際責務に従って、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に人権に基づく取組を適用し、障害者の権利を推進する努力を強化するよう各国を奨励する。

6. 差別的な法律、政策、慣行の廃止を通して、障害を持つ女性と女兒に対する重複し重なり合う形態の差別を撤廃する手段を取り、「条約」に規定されているすべての権利の完全で平等な享受を確保するすべての効果的措置を取るよう各国に要請する。

7. 生活のあらゆる側面で他と同等に自分自身の選択を行う自由を持つ法的能力を行使するために必要であるかも知れない支援へのアクセスを、障害を持つ女性と女兒に提供する措置を採用するよう各国に要請する。

8. 障害を持つ女性と女兒をエンパワーする努力を強化し、政府と公共セクター、民間セクター、市民社会、「条約」の国内監視制度のあらゆる部局を含め、障害を持つ女性と女兒の完全で平等な参画を妨

⁹³ A/72/227。

⁹⁴ A/72/133。

げたり制限したりするすべての障害に対処する措置を取り、その生活にインパクトを与えるすべての法律、政策、プログラムの立案、実施、監視において、障害者を代表する団体を通して、障害を持つ女性と女兒が密接に相談を受け、積極的にかかわることを保障するために活動することを通して、社会へのその参画を高め、リーダーシップを推進するようにも各国を奨励する。

9. 一般の女性と障害を持つ女性の団体やネットワークを結成し、加入することを含め、他と同等に政治的・公的生活に効果的に、完全に参画することから障害を持つ女性を含めた障害者を制限するすべての法律または政策を見直し、廃止するよう各国を奨励する。

10. 既存の団体に支援を提供し、市民社会団体と障害を持つ女性と女兒のネットワークの創設を推進し、あらゆるレベルの公共の意思決定機関におけるリーダーシップの役割を果たす際に、障害を持つ女性と女兒に関する措置の実施への市民社会の開放的で、包摂的で、透明性のある関わりを国家が持つことの重要性を認めて、障害を持つ女性と女兒を推進し、支援するようにも国家を奨励する。

11. すべての障害を持つ女性と女兒のためにあらゆるレベルの包摂的な教育制度へのアクセスを確保し、他と同等に教育への権利の平等な享受を妨げる法的・行政的・財政的・構造的・社会的・文化的障害を撤廃することを含め、教育への権利の平等な享受を実現する慎重で、具体的で、対象を絞った手段を取り、必要に応じてアクセスできる代替のコミュニケーション形式での情報、合理的な宿泊及びその他の支援の提供を通して適切な手段を取ることで、教育への完全で平等な参画を促進する努力を強化するよう各国に要請する。

12. 障害者の教育へのアクセスを推進する政策と措置を開発し、労働市場に参画する能力と機会に長期的意味合いを持つこともある社会的排除と貧困の危険を減らすために、障害を持つ女兒を完全に包摂する教育制度を強化するようにも各国に要請する。

13. 公共・民間セクターで、他と同等に働く障害を持つ女性の権利を保護する効果的措置を実施し、労働市場と労働環境が障害者に開かれ、包摂的で、アクセスできるものであることを保障し、この点で障害を持つ女性の雇用機会を増やし、関連国内メカニズムと障害者団体と相談して、募集・引き留め・昇格を含め、あらゆる形態の雇用とアクセスでき、安全で、健全な労働条件の提供に関連するすべての事柄に関連して、障害を根拠とした差別を撤廃する建設的措置を取るようさらに国家に要請する。

14. 以下を含め、遅滞なく、障害を持つ女性に対する性暴力と虐待を含めたあらゆる形態の暴力、搾取及び虐待を防止し、撤廃する効果的行動を取るよう、各国に要請する：

(a)明白に暴力を禁止し、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力及び支援提供者、保健ケア提供者、その他の権威ある地位にいる者によって加えられる暴力を含め、あらゆる形態の暴力から障害を持つ女性と女兒のために適切な保護を提供し、刑事責任免除をなくし、家庭、施設で起こり、支援提供者によって行われる身体的・性的・心理的・経済的暴力にかかわった犯人を適切に罰することを保障するために女性に対する暴力に関する法律を採用し、強化し、実施すること。

(b)人、団体または民間企業によるジェンダーまたは障害に基づく差別を撤廃するすべての適切な措置を取り、障害を持つ女性と女兒に対する差別と暴力を防止し、撤廃することを目的とする法律の効果的実施と施行のための司法と説明責任メカニズムと救済策へのアクセスを確保し、重複し、重なり合

い、悪化する形態の差別を考慮に入れ、私的行為者を含めた責任ある者を捜査し、訴追し、罰している間に暴力から被害者と証人を保護し、人権侵害または虐待が起こった場合に救済と補償へのアクセスを提供すること。

(c)暴力から女性と女兒を保護するために考案されたサービスとプログラムが、障害を持つ女性と女兒、特に暴力に対して最も脆弱である施設で暮らしている障害を持つ女性と女兒にアクセスできるものであること、施設がアクセスできるものであることを保障し、女性に対する暴力と取り組んでいる専門家に向けた資料と訓練コースで障害を主流化することにより保障すること。

(d)障害を持つ女性と女兒及びその家族が、様々な支援サービス、アクセスできる形式での情報、及び障害を持つ女性と女兒に対す搾取、暴力、虐待の事例をどのように防止し、認め、通報するか、並びに障害を持つ子どもがどのように安全で支援的な家庭環境を持つことを保障するかに関する教育にアクセスすることを保障すること。

15. 子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除を含めた有害な慣行を撤廃する努力を促進し、強制不妊手術、強制中絶、強制避妊のような強制的医療手続きを認める法律と規則の規定を廃止し、すべての医療手続きまたは介入が、障害を持つ女性と女兒の自由で情報を得た同意を得ずには行われないことを保障するようにも各国に要請する。

16. 武力紛争、人道緊急事態、自然災害の発生の状況を含め、危険な状況で障害者、特に女性と女兒に対する差別を撤廃し、保健ケア・サービス、心理的支援、教育プログラムへのアクセスのようなその特別なニーズが対処される必要性を保障しつつ、障害者に対する時宜を得た適切な再統合とリハビリテーション支援を提供して、女性と女兒に対する暴力に対処するよう各国に要請する。

17. 質が高く、料金が手頃で、普遍的に立案された保健施設にアクセスできるように、特に包括的で、アクセスできる、障害・ジェンダー・年齢にふさわしい情報、支援、合理的な宿泊所へのアクセスを提供することにより、他の人々と同等に障害を持つ女性と女兒のための性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を実現するよう各国に要請し、強制や差別や暴力を受けることなく、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関する問題を管理し、自由に責任をもって決定する女性の権利を含め、すべての女性と女兒の人権を推進し、保護し、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、他の人々と同等に、性と生殖に関する権利を含めたすべての人権と基本的自由を保護し、可能にする法律、政策、プログラムを採用し、その実施を促進するよう各国政府に要請する。

18. 発達する能力に沿うように、学校の内外にいる障害を持つ思春期の女兒と若い女性に、アクセスできる代替のコミュニケーション形式で、性と生殖に関する健康、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達及び男女間の関係についての情報を提供する科学的に正確で、年齢にふさわしい、包括的な教育を規模拡大し、彼女たちが自尊心と情報を得た意思決定力、コミュニケーションと危険削減スキルを築くことができ、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、尊重し合う関係を発展させることができるようにする努力を促進するようにも各国に要請する。

19. 所得別、性別、人種別、年齢別、移動状態別、障害別、地理的位置別、及び身元確認と障害とあ

らゆる形態の差別、特に「条約」に規定されているすべての権利の享受から障害を持つ女性と女兒を妨げる、特に重複し、重なり合う形態の差別を根絶する手助けをする国の状況に関連した特徴別のデータを収集し、分析し、政策企画を導き、「条約」と障害を持つ女性と女兒に関連する「持続可能な開発目標」の実施に関する適切な監視・評価枠組みのためのデータ収集制度を改善するよう、さらに各国に要請する。

20. 関連する場合に、国が、17の「持続可能な開発目標」と169のターゲットの達成を測定し、「目標」の状況で、政策のプログラムを形成する際に支援するために、「ワシントン・グループ」の短い一連の質問とその他のデータ収集方法論に基づいて、特別な指標のために特にデータの障害別、性別、年齢別分類を支援することにより、「持続可能な開発2030アジェンダ」の実施に障害者を継続して包摂するよう、各国及び国内人権機関を含めたその他の関連ステイクホルダーに要請する。

21. 各国、国連機関及び関連国際団体に、特に以下を奨励する：

(a)国際協力が、プログラムの実施と「2030アジェンダ」と「持続可能な開発目標」、ターゲット、指標並びにその他の国際枠組みの実施において、障害者に関するデータと統計の収集を監視するための障害マーカーの実施を通して、障害とジェンダーに配慮した包摂的なものであることを保障すること。

(b)国際協力と援助を支援し推進し、南南協力、協力自体の間、女性団体と障害を持つ女性と女兒の団体、障害を持つ女性と女兒に重点を置いた「条約」と「持続可能な開発2030アジェンダ」の目標の実施のための資金の動員と技術協力を含めた実施の手段を強化する際のその他のカギとなるステイクホルダーを含め、市民社会の積極的参画を含め、パートナーシップと調整を強化すること。

22. 総会と障害者の権利委員会との意思疎通を高める方法として、「人権の推進と保護」と題する項目の下で、毎年、総会との意見交換対話で演説し、これに関わるよう、障害者の権利委員会議長と障害者の権利に関する人権理事会の特別報告者に勧める。

23. アクセス可能性の問題とこの点での「条約」の実施に対する課題に関して、国連人権高等弁務官事務所、障害とアクセス可能性に関する特使、障害者の権利委員会及び子どもの権利委員会を含めた関連国連機関と相談して、関連ステイクホルダーの考えを考慮入れ、既存の利用できる資料を利用して、「条約」とその「選択議定書」の状態に関するセグメントを含めるために、障害者の権利に関する報告書を第74回総会に提出するよう、事務総長に要請する。

24. 高等弁務官事務所が、その障害者の権利に関する作業に関してその作業の成就のための適切な資金を有していることを継続して保障するようにも事務総長に要請する。

以上